

独立行政法人農林水産消費技術センター平成16年度業務実績評価シート

評価指標欄の記号はそれぞれ、大項目◎、中項目○、小項目◇である。

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標及び評価方法等	事業報告及び特記事項	評価
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置	◎業務運営の効率化	<p>中項目の総数 : 5                      評価Sの中項目数 : 0×3点=0点                      評価Aの中項目数 : 5×2点=10点                      評価Bの中項目数 : 0×1点=0点                      評価Cの中項目数 : 0×0点=0点                      評価Dの中項目数 : 0×-1点=0点                      合計 : 10点                      (10/10=100%)</p> <p>【特記事項】                      当該評価を行うに至った経緯、特事情等                      ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「業務の重点化」、「組織体制の整備」、「業務運営能力の向上」、「業務運営の進捗管理等」及び「業務運営の効率化による経費抑制」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。</p> <p>② 「組織体制の整備」について、理事長は、法人に与えられた使命を果たすため、定期的な幹部会議等により業務状況の把握及び指示の徹底に努め、的確な業務運営を行っている。また、マネジメントレビューや情勢の変化に応じた組織の見直しを実施するなど、業務の改善に積極的に努力している。</p>	A
1 業務の重点化	1 業務の重点化	1 業務の重点化 国民のニーズを把握し、必要性の高い事項に優先的に取り組んでいくため、以下に掲げる業務の重点	○業務の重点化	<p>指標の総数 : 16                      評価sの指標数 : 0×3点=0点                      評価aの指標数 : 16×2点=32点</p>	A

<p>化に取り組む。</p> <p>(1) 食品等の品質及び表示に関する調査並びに食品等の収集、整理及び提供</p> <p>ア 農林水産物、飲食物品（酒類を除く。）及び油脂（以下「食品等」という。）の品質及び表示に関する調査分析については、消費者等団体、地方公共団体等へのアンケート調査を行う。</p>	<p>(1) 食品等の品質及び表示に関する調査並びに食品等の収集、整理及び提供</p> <p>ア 調査分析の重点化 調査分析の実施に当たっては、消費者等団体の流通のため、消費者等団体のため、消費者等団体の実態等を把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対するアンケート調査を実施する。</p>	<p>評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 評価dの指標数：0×1点=0点 合計 (32/32=100%)</p>	<p>【事業報告書の記述】 消費者ニーズを把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対して以下の全国アンケート調査（回収数/配布数 2,586/4,931）を実施した。 ・講習会に関するアンケート（回収数/配付数 1,621/3,075） ・消費生活センター職員等研修に関するアンケート（回収数/配付数 547/1,201） ・食品等特性把握調査に関するアンケート（回収数/配付数 245/410） ・消費生活展に関するアンケート（回収数/配付数 123/245）</p>	<p>【事業報告書の記述】 外部の有識者を含む消費者を含む消費者対応業務推進委員会を開催し、各種アンケート調査等により得られた情報、消費者相談を踏まえて、平成17年度の食品等特性把握調査課題について検討し、「生鮮及び調理後のゴージャス機能性成分等実態・比較調査」及び「香粧の実態調査」の必要性の高い2課題を選定した。</p>	<p>【その他特記事項】 食品等特性把握調査の結果を広報誌、ホームページ及び講習会等で消費者等に情報提供した。 s：情報提供し、特に優れた成果が得られた a：情報提供した c：情報提供しなかった</p>
<p>(1) 食品等の品質及び表示に関する調査並びに食品等の収集、整理及び提供</p> <p>ア 調査分析の重点化 調査分析の実施に当たっては、消費者等団体の流通のため、消費者等団体の実態等を把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対するアンケート調査を実施する。</p>	<p>(1) 食品等の品質及び表示に関する調査並びに食品等の収集、整理及び提供</p> <p>ア 調査分析の重点化 調査分析の実施に当たっては、消費者等団体の流通のため、消費者等団体の実態等を把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対するアンケート調査を実施する。</p>	<p>消費者動向等把握のため、全国的なアンケート調査を行った。 s：適切な調査対象・内容により行い、特に優れた成果が得られた a：適切な調査対象・内容により行った b：一部不十分な調査を行った c：調査を行わなかった d：調査を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 外部の有識者を含む消費者を含む消費者対応業務推進委員会を開催し、各種アンケート調査等により得られた情報、消費者相談を踏まえて、平成17年度の食品等特性把握調査課題について検討し、「生鮮及び調理後のゴージャス機能性成分等実態・比較調査」及び「香粧の実態調査」の必要性の高い2課題を選定した。</p>	<p>【その他特記事項】 食品等特性把握調査の結果を広報誌、ホームページ及び講習会等で消費者等に情報提供した。 s：情報提供し、特に優れた成果が得られた a：情報提供した c：情報提供しなかった</p>	<p>実施した課題の調査結果を広報誌、ホームページ及び講習会等で消費者等に情報提供した。 s：情報提供し、特に優れた成果が得られた a：情報提供した c：情報提供しなかった</p>
<p>(1) 食品等の品質及び表示に関する調査並びに食品等の収集、整理及び提供</p> <p>ア 調査分析の重点化 調査分析の実施に当たっては、消費者等団体の流通のため、消費者等団体の実態等を把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対するアンケート調査を実施する。</p>	<p>(1) 食品等の品質及び表示に関する調査並びに食品等の収集、整理及び提供</p> <p>ア 調査分析の重点化 調査分析の実施に当たっては、消費者等団体の流通のため、消費者等団体の実態等を把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対するアンケート調査を実施する。</p>	<p>食品等特性把握調査の重要性の高い課題を選定した。 s：選定し、特に優れた成果が得られた a：選定しなかった d：選定せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 外部の有識者を含む消費者を含む消費者対応業務推進委員会を開催し、各種アンケート調査等により得られた情報、消費者相談を踏まえて、平成17年度の食品等特性把握調査課題について検討し、「生鮮及び調理後のゴージャス機能性成分等実態・比較調査」及び「香粧の実態調査」の必要性の高い2課題を選定した。</p>	<p>【その他特記事項】 食品等特性把握調査の結果を広報誌、ホームページ及び講習会等で消費者等に情報提供した。 s：情報提供し、特に優れた成果が得られた a：情報提供した c：情報提供しなかった</p>	<p>実施した課題の調査結果を広報誌、ホームページ及び講習会等で消費者等に情報提供した。 s：情報提供し、特に優れた成果が得られた a：情報提供した c：情報提供しなかった</p>

<p>d：情報提供せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>イ 残留農業調査分析の迅速化</p> <p>○ 既存の残留農業の調査分析に要する時間を短縮するため、測定工程の迅速化について検討し、平成11年度を基準として分析時間を累積して8%程度削減する。</p> <p>イ 残留農業調査分析の迅速化</p> <p>中期目標の期間中に既存の残留農業の調査分析に要する時間を10%削減するため、既存の残留農業の分析法の特長を最大限に活用し、残留農業の調査分析の迅速化を図る。</p> <p>○ 迅速化の目標：平成11年度を基準として調査分析に要する時間を中期目標の期間中に概ね10%削減</p>	<p>【事業報告書の記述】 有機塩素系農薬及び有機リン系農薬の測定にガスクロマトグラフ質量分析装置を用いることにより、前年度までの改良と併せ残留農薬の分析に要する時間を平成11年度を基準として8.3%短縮した。</p> <p>【その他特記事項】 達成度合：104% (8.3%/8%)</p>	<p>△ 農薬の精製分離工程等を中心に既往の分析法を改良し、平成11年度の調査分析時間を基準として、各事業年度ごとに削減計画を達成した。(各事業年度ごとの削減計画値：中期計画開始時からの経過年数に2%を乗じて得られる削減率。)</p> <p>s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成度合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度合は50%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>イ 残留農業調査分析の迅速化</p> <p>○ 調査分析結果等の情報の迅速かつ効率的な提供</p> <p>(7) ホームページをより充実したものとすため、利用者のニーズを把握するための情報収集を行い、広報企画委員会において検討し必要な改善を図る。</p>	<p>△ ホームページを開設するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。</p> <p>s：開設し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：開設し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった</p> <p>c：開設せず、又は必要な改善を行わなかった</p> <p>d：開設せず、又は必要な改善を行わせず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>
		<p>【事業報告書の記述】 利用者のニーズを把握するため、ホームページ利用者に対するアンケート調査を行うとともに、平成15年度に実施したアンケート結果を広報企画委員会及び同委員会幹事会に諮り、利用者が必要な情報を容易に検索可能とする等の必要な改善を図った。</p> <p>【その他特記事項】 ホームページに関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で3.9であった。</p>			<p>a</p>

<p>営にあった</p> <p>◇ホームページ上の消費者相談事例等の最新情報を常時更新した。</p> <p>e：情報を常時（月に1回以上）更新し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：情報を常時更新した</p> <p>b：情報の更新の頻度が低かった</p> <p>c：情報を更新しなかった</p> <p>d：情報を更新せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>◇プレスリリースを発表当日中にホームページへ掲載した。</p> <p>s：達成度は100%であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成度は90%以上であった</p> <p>b：達成度は50%以上90%未満であった</p> <p>c：達成度は50%未満であった</p> <p>d：達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 インターネットの活用による効率的な情報提供のため、センターのホームページを計243回（延べ2,435件）更新し、常に最新情報を提供した。ホームページのアクセス回数は、438,861回であった。また、プレスリリースについては、全て当日中に掲載した。</p> <p>【その他特記事項】 「食の安全・安心情報交流ひろばホームページ」は234回（2,235件）更新した。</p> <p>センターが発表したプレスリリースは14件であった。 達成度合：100%（14件/14件）</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 平成15年度に導入した高機能検索システムについて、利用者等の意見を踏まえ、詳細検索機能を追加し利用者が迅速かつ的確に必要な情報を検索できるよう改善した。</p> <p>【その他特記事項】 「食の安全・安心情報交流ひろばホームページ」についても「センターホームページ」からの検索ができるよう改善した。</p>
<p>○ ホームページ上で提供している行政情報、技術情報等を常時更新し、最新情報を迅速に提供する。なお、プレスリリースについては、当日までに掲載する。</p>	<p>○ ホームページ上で提供された情報を迅速かつ効率的に検索、利用できるように設置した検索機能を踏まえ、利用者等の意見を踏まえ、広報企画委員会において検討し必要なる改善を図る。</p>	<p>○ 各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索できるシステムを設置するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。</p> <p>s：設置し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：設置し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった</p> <p>c：設置せず、又は必要な改</p>
<p>(イ) ホームページ上で、消費者・企業からの相談事例、食生活に関する情報、食品等の調査分析結果及びJAS関係業務により蓄積された情報等の中から必ず必要な情報を迅速かつ効率的に検索し、利用できるシステムを構築する。</p>	<p>(イ) ホームページ上で、蓄積された情報を迅速かつ効率的に検索、利用できるように設置した検索機能を踏まえ、利用者等の意見を踏まえ、広報企画委員会において検討し必要なる改善を図る。</p>	<p>○ ホームページ上で、蓄積された情報を迅速かつ効率的に検索、利用できるように設置した検索機能を踏まえ、利用者等の意見を踏まえ、広報企画委員会において検討し必要なる改善を図る。</p>

<p>善を行わなかった d：設置せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 調査分析結果や行政の動き等についての最新の情報を迅速かつ効率的に提供するため、電子メール配信希望者へ、電子メールアドレスを計51回(延べ128,102通。対前年度206%)配信した。</p> <p>【その他特記事項】 ホームページ及び各種講習会等で広報に努めた結果、平成16年度最終号では2,822通(対前年度最終号135%)となった。</p>	<p>a</p>	<p>【事業報告書の記述】 品質表示基準に係る加工食品買上検査において</p>
<p>○ 食の安全・安心に関する最新情報を迅速かつ効率的に提供するため、希望者へ電子メールを配信し、必要に応じ配信システムの改善を図る。</p>	<p>◇ 電子メール利用者のためにホームページ上に受付窓口を設置し、希望者に情報を発信した。 s：設置して情報を発信し、特に優れた成果が得られた a：設置して情報を発信した c：設置せず、情報を発信しなかった d：設置せず、情報を発信せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		<p>◇ 適合率が低い品目等の検査件数を削減し、新たに表示</p>
<p>(4) 調査分析結果や行政の動き等についての最新の情報を迅速かつ効率的に提供するため、電子メールを活用して希望者に情報を発信する。</p>			<p>○ 品質表示基準の遵守状況の確認のための検査(以下</p>
<p>(2) 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p> <p>ア 農林物資の検査の重点化及び迅速化</p>	<p>(2) 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p> <p>ア 農林物資の検査の重点化及び迅速化</p>		<p>(7) 新たに品質表示が義務付けられた加工食品及び</p>
<p>○ 品質表示基準に係る加工食品の検査件数のうち</p>	<p>○ 品質表示基準が義務付けられた加工食品及び</p>		<p>○ 品質表示基準の遵守状況の確認のための検査(以下</p>

新たに表示が義務付けられたもの及び中期目標の見直しが行われたものの検査件数の割合：各事業年度50%以上

中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた事業年度の検査件数を50%以上とするため、検査の結果を踏まえ、品質表示基準への適合率が低い品目等の検査数を削減する。

下「表示監視業務」という。において、すべての食品に構造的に定められた品質表示基準による表示が義務付けられた加工食品（以下「構断品」という。）及び中期目標期間中に品質表示基準の見直しが行われた、個別に品質表示基準が定められている加工食品（以下「個別品」という。）に對する検査を重点化し、その割合を60%以上とするため、中期目標期間中に品質表示基準の見直しが行われた品目を除いた個別品を対する検査にについては、平成15年度に不適合率が低かった品目の検査件数を削減する。

が義務付けられた加工食品及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品の検査件数の割合を50%以上とした。  
 s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた  
 a：計画値の達成度は100%以上であった  
 b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった  
 c：計画値の達成度は70%未満であった  
 d：計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

a  
 て、従来から品質表示基準が定められていた加工食品のうち、15年度に不適合率が低かった品目の検査件数を削減し、平成11年改正JAS法により品質表示が義務付けられた加工食品を3,167件及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品の検査を467件実施することにより、全検査件数5,071件に占める割合を71.5%とした。  
 【その他特記事項】  
 新たに表示が義務付けられた加工食品等に対する検査を重点的に行うため、年度計画の検査件数の割合を60%以上とした。  
 達成度合：119%（71.5%/60%）

○ 迅速化の目標：平成11年度を基準として検査に要する時間を中期目標の期間中に概ね10%削減

(4) 中期目標の期間中に従来から品質表示基準が定められている加工食品に係る検査時間を10%削減するため、理化学分析法から生化学的解析法や機器分析への転換等を中心に行う。

○ 個別品表に係る検査分析時間を平成11年度を基準として中期目標期間中に10%削減するため、本年度は以下の品目の検査分析方法について検討し、総検査分析時間を平成11年度を基準として10%削減する。  
 品目：特殊包装かまぼこ類  
 風味かまぼこ  
 うに加工品  
 うにあえもの  
 削りぶし  
 煮干魚類及び煮干魚類粉末  
 塩蔵わかめ  
 トマト加工品  
 風味調味料  
 乾燥入一づ

◇各事業年度の対象品目について、従来から品質表示基準が定められている加工食品に係る検査分析時間を平成11年度を基準として10%削減した。  
 s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた  
 a：計画値の達成度は90%以上であった  
 b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった  
 c：計画値の達成度は50%未満であった  
 d：計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

a  
 【事業報告書の記述】  
 品質表示基準に係る加工食品検査の迅速化を図るため、各品目ごとに検査分析時間の削減の可能性を検討した結果、以下のとおり分析に要する時間が短縮され、また、その妥当性が確認された。  
 〔平成11年度を基準とした削減割合〕  
 特殊包装かまぼこ類 40.8%  
 風味かまぼこ 40.8%  
 うに加工品 0%  
 うにあえもの 0%  
 削りぶし 83.3%  
 煮干魚類及び煮干魚類粉末 13.9%  
 塩蔵わかめ 0%  
 トマト加工品 30.6%  
 風味調味料 0%  
 乾燥入一づ 22.2%  
 計  
 【その他特記事項】  
 達成度合：222%（22.2%/10%）

イ 日本農林規格（以下「イ 農林物資の格付の効率

◇平成14年度をもって廃止し

JAS規格」という。)による農林物資の規格について、JAS規格の見直しや格付件数の動向等を踏まえ、新たに品質表示基準が定められる農林物資、有機農産物等の検査に際しては、農業者等に適切に対応することとなるよう、業務運営の効率化を進める。

化  
(7) 外国林産物の格付業務については、平成14年度をもって廃止する。

(4) 生糸の格付業務の見直しを進めつつ、業務量と要自の適正化を図るため、生糸格付業務担当職員に品や有機農産物の検査業務等を行うこととし、これら職員を対象に、消費者対応業務、JAS関係業務等に実施する。

(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究  
農林物資の検査技術については、必要性の高い課題を選定して重点的に実施するとともに、その効率化を図る。

(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究  
A 調査及び研究について  
(7) 食品等の検査技術に関する消費者、食品等の製造業者及び行政部局等のニーズ、技術開発の動向等を把握するため、情報収集を行う。

た。  
a：廃止した  
c：廃止しなかった  
(平成14年度限りの評価指標)

◇消費者対応業務、JAS関係業務等に関する研修計画を作成し、研修を行った。  
a：研修計画を作成し、研修を行った  
b：研修計画を作成したが、研修を行わなかった  
c：研修計画を作成しなかった

◇生糸格付業務担当職員を品質表示基準製品や有機農産物の検査業務等他業務へ活用した。  
a：他業務へ活用した  
c：他業務へ活用しなかった

◇消費者、食品等製造業者のニーズや技術開発の動向について情報収集を行った。  
e：情報収集を行い、特に優れた成果が得られた  
a：情報収集を行わなかった  
d：情報収集を行わず、その要因は法人の渾しなく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】  
食品等の検査技術に関するニーズ、技術開発の動向等を把握するため、農業試験研究推進委員等の連絡会に計27回参画し、情報収集を行った。

(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究(以下「調査研究」という。)

A 調査研究について  
O 食品等の検査技術に関する消費者、食品等の製造業者のニーズ、技術開発の動向等を把握するため、調査研究に係る試験研究会の連絡会、各種学会等へ積極的に参加し、情報収集を行う。

○ 行政部局等のニーズを把握するため、農林水産省の各課に職員を派遣し、情報収集を行う。

◇ 行政部局のニーズを把握するため農林水産省関係部局の連絡会議等へ参加した  
s : 参加し、特に優れた成果が得られた  
a : 参加した  
c : 参加しなかった  
d : 参加せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

企画調整部長及び消費者情報部長は、それぞれ原則週1回実施される農林水産省消費・安全局表示・規格課及び消費・安全政策課の課内連絡会議に参加し、行政ニーズの把握に努めた。

a

(イ) 技術的な可能性等について検討した上で必要とするための高い課題を選定するため、外部の有識者を含めて各事業年度において検討を行う。

○ 調査研究において必要性の高い課題を選定するため、情報収集の結果及び消費者相談で蓄積された情報を踏まえ、外部の有識者を合わせた調査研究委員会において技術的な可能性について検討した上で年度に採択すべき課題を選定する。

◇ 検討の結果を踏まえて、必要性の高い課題を選定した。  
s : 選定し、特に優れた成果が得られた  
a : 選定した  
c : 選定しなかった  
d : 選定せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

外部の有識者を含む調査研究総合評価委員会を開催し、「安定同位体比測定による養殖魚・天然魚の判別法の開発」、「シジミの種判別法のマニュアル化」等、平成17年度に行う17課題を調査研究における必要性の高い課題として選定した。

a

イ 調査研究に関する内部委員会の設置し、中長期の調査研究計画の作成等に基づき、調査研究の進捗状況等に応じて適正な進捗管理を行う。

○ 調査研究の進捗管理  
イ 中長期の調査研究計画の作成し、調査研究の進捗状況等に応じて適正な進捗管理を行うため、調査研究推進委員会を創設する。

◇ 調査研究に関する内部の委員会を設置し、中長期の調査研究計画を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改正を行った。  
s : 作成し、又は必要な改正が行われ、特に優れた成果が得られた  
a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった  
c : 作成しなかった  
d : 作成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

調査研究推進委員会において調査研究の進捗状況等に応じた適正な進捗管理及び内部評価を行うとともに、その結果に基づき、平成16年度の研究課題3課題を追加し、1課題を中止した。

a

◇ 内部の委員会を設置し、進捗状況等に応じた進捗管理及び内部評価を行うとともに、内部評価の結果に基づき必要

a



	<p>に応じて調査研究計画の変更の指示等を行った。</p> <p>s : 内部評価の結果、調査研究計画の変更の指示等が行われ、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 内部評価の結果、調査研究計画の変更の指示等を行ない、又は調査研究計画の変更の必要がなかった。</p> <p>c : 内部評価を行わず、その要因は法人の着しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>○組織体制の整備</p> <p>2 組織体制の整備 社会情勢の変化と技術的進歩の進歩的かつ効率的な推進を推し進め、以下を推進するよう、整備及び組織運営を行う。</p>	<p>2 組織体制の整備</p> <p>(1) 役員と職員の責任と役割を明確化するとともに、理事長の指導の下、効率的な組織運営を行う。</p>	<p>2 組織体制の整備</p> <p>社会情勢の変化と科学技術の進歩に的確に対応しつつ、中期計画に即して業務を推進できよう、責任と役割分担を明確化し、組織体制を整備する。</p>
<p>A</p> <p>指標の総数 : 11</p> <p>評価sの指標数 : 0×3点 = 0点</p> <p>評価aの指標数 : 11×2点 = 22点</p> <p>評価bの指標数 : 0×1点 = 0点</p> <p>評価cの指標数 : 0×0点 = 0点</p> <p>評価dの指標数 : 0×-1点 = 0点</p> <p>合計 : 22点 (22/22 = 100%)</p>	<p>○組織体制の整備</p>	<p>2 組織体制の整備</p>	<p>2 組織体制の整備</p>	<p>2 組織体制の整備</p>
<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 理事会を2回及び役員・所長会議を3回開催した他、原則として毎週1回役員・部長による幹部会議を開催するとともに、毎月1回役員・部長会議を開催し、理事長の指示を徹底した。第2四半期終了時に平成15年度の業務実績の評價結果及び平成16年度の業務の進捗状況等を踏まえ、理事長によるマネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき理事長から本部の部長に対して改善指示を行った。</p> <p>【その他特記事項】 理事長は、中期計画において法人に求められている効率化とサービスの質の向上に努め、食品の安全性の確保のための各種の調査分析や各種の情報提供等を行うことにより、消費者・企業と行政との架け橋の役割を果たすことが法人</p>	<p>◇理事長は、法人の課題を的確に認識している。 s : 的確に認識し、経営戦略の決定と実行において特に優れた成果が得られた a : 的確に認識している c : 認識が充分とは言えない d : 認識していない</p>	<p>(1) 組織運営の効率化 ○ 役員及び役割の明確化並びに効率的な組織運営を行うため、所長・部長・部長会議を定期的に開催するとともに、定期的に役員・部長会議を開催する。 ○ 理事長は、セクターの現状の課題を認識し、的確な業務運営を行うとともに業務の改善を図るため、農林水産省独立行政法人評価委員会受けたコミュニケーションレビューを実施する。</p>	<p>(1) 役員と職員の責任と役割を明確化するとともに、理事長の指導の下、効率的な組織運営を行う。</p>	<p>2 組織体制の整備</p>

<p>◇理事等は、法人に与えられた設立目的及び中期目標にふさわしい適切な組織運営戦略を持ち組織運営を行った。</p> <p>s : 適切な経営戦略に基づき効率的な組織運営を行い、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 適切な経営戦略を持ち組織運営を行った</p> <p>c : 経営戦略の内容が充分とは言えなかった</p> <p>d : 適切な経営戦略を持たなかった</p>	<p>◇理事等は、マネジメントレビューを実施する等、リーダーシップを発揮した的確な業務運営を行った</p> <p>s : 的確な業務運営を行い、業務の改善において特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 的確な業務運営を行った</p> <p>c : 一部の業務運営において、的確さに欠けるところが見られた</p> <p>d : 的確な業務運営を行わなかった</p>	<p>◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、週1回の幹部会議の開催が確立され、適切に運用されている。</p> <p>s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 計画値の達成割合は90%以上であった</p> <p>b : 計画値の達成割合は50%以上90%未満であった</p> <p>c : 計画値の達成割合は50%未満であった</p> <p>d : 計画値の達成割合は50%</p>
<p>の課題であると認識している。</p> <p>理事等は、中期目標及び中期計画に示された業務の目標と計画の達成を基本として、プライオリティを勘案し、社会情勢及び社会的ニーズに対応して柔軟な組織運営を行った。</p>	<p>マネジメントレビューを実施し、各センターごとの業務執行状況を把握した上での確かな指示を行った。</p>	<p>理事長等が出席する幹部会議を56回開催し、業務状況の把握及び指示の徹底を図った。</p> <p>達成度合 : 119% (56回/47回)</p>

<p>未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、月1回の本部部長会議の開催が確立され、適切に運用されている。</p> <p>s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成割合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成割合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成割合は50%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p>
<p>◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、月1回の本部部長会議の開催が確立され、適切に運用されている。</p> <p>s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成割合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成割合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成割合は50%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、月1回の本部部長会議の開催が確立され、適切に運用されている。</p> <p>s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成割合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成割合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成割合は50%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p>
<p>◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、月1回の本部部長会議の開催が確立され、適切に運用されている。</p> <p>s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成割合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成割合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成割合は50%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、月1回の本部部長会議の開催が確立され、適切に運用されている。</p> <p>s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成割合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成割合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成割合は50%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p>
<p>◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、月1回の本部部長会議の開催が確立され、適切に運用されている。</p> <p>s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成割合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成割合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成割合は50%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、月1回の本部部長会議の開催が確立され、適切に運用されている。</p> <p>s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成割合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成割合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成割合は50%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p>

<p>(2) 本部署の総務部門及び企画調整部門並びに本部及び地域業務実施並びに責任と役割分担及び指示系統を明確にし、効率的な業務運営を行う。</p> <p>○ 業務運営の効率化      本部と地域業務の業務実施を行うため、効率的な業務運営を行うために、必要に応じて業務の種類を見直し、業務の権限を本部部長の専決とし、権限委譲による責任の明確化を推進する。      ○ 効率的な業務運営を行うため、企画調整部において業務の進行管理を行うとともに、本部の総務部において、予算管理を行う。</p>	<p>業務を効率的に実施するため、企画調整部の進行管理を行った。      s：進行管理を行い、特に優れた成果が得られた      a：進行管理を行わなかった      c：進行管理を行わず、そのd：進行管理を著しく不適切な対応にあった</p> <p>業務を効率的に実施するため、総務部において予算の進行状況を対応した予算の執行管理を行った。      s：執行管理を行い、特に優れた成果が得られた      a：執行管理を行った      c：執行管理を行わなかった      d：執行管理を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】      マネジメントレビューにおける理事長の改善指示に基づき、権限委譲による責任の明確化と高効率化の推進を図るため、業務規程を見直し、企画調整部において、四半期ごとに業務進捗状況報告を取りまとめ進行管理を行った。また、総務部において、業務の進行に応じた予算の執行管理を行った。      【その他特記事項】      進捗が遅延している業務に対しては、その要因分析及び対処方針を明確にすることにより、業務の進行管理を行った。</p>	a
<p>(3) 機動的に業務を推進するため、スタッフ制等柔軟な業務運営が可能な体制を整備する。</p> <p>○ 機動的な業務運営      本部署の各部署及び各地域センターに設置した主任調査官を、業務量に応じて機動的に各課に配置する。</p>	<p>主任調査官を年間業務量に応じて機動的に配置した。      【その他特記事項】      年度途中において大幅な業務量の変更はなかったため、配置した主任調査官の担当業務を変更する必要はなかった。</p>	<p>【事業報告書の記述】      主任調査官を年間業務量に応じて機動的に配置した。      【その他特記事項】      年度途中において大幅な業務量の変更はなかったため、配置した主任調査官の担当業務を変更する必要はなかった。</p>	a
<p>技術研究課、微量物質調査</p>	<p>主任調査官を業務実施部門及び地域センタースタッフ職員として配置し、業務量の増減に対応して主任調査官の担当業務の変更を行った。      s：変更を行い、特に優れた成果が得られた      a：変更を行い、又は変更が必要なかった      c：必要な変更を行わなかった      d：必要な変更を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p>	a
<p>○ スタッフ制を導入して</p>			

<p>いる部署においては、業務量に応じ係ごとと業務内容を調整する。</p>	<p>(検査)課、商品調査課及び鑑定課をスタッフ制とし、業務量の増減に対応して担当者の業務内容の変更を行った。s: 変更が行い、特に優れた成果が得られた。又は変更の必要がなかった。c: 必要な変更を行わなかった。d: 必要な変更を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>スタッフ制を導入している部署において、業務量に応じて係ごとと業務内容を調整を図った。</p>
<p>3 業務運営能力の向上</p>	<p>3 業務運営能力の向上</p>	<p>A</p> <p>指標の総数 : 9</p> <p>評価sの指標数 : 0×3点 = 0点</p> <p>評価aの指標数 : 9×2点 = 18点</p> <p>評価bの指標数 : 0×1点 = 0点</p> <p>評価cの指標数 : 0×0点 = 0点</p> <p>評価dの指標数 : 0×-1点 = 0点</p> <p>合計 : 18点 (18/18 = 100%)</p>
<p>3 業務運営能力の向上</p>	<p>3 業務運営能力の向上</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 職員の技術水準の向上及び資格の取得を計画的に実施するため、平成16年度の研修企画委員会に諮問結果に沿って職員技術研修中期計画を見直し、以下のとおり有資格者を確保した。 ・ISO9000審査員補 第1種機械溶剤 25名(新規2名) ・作業環境測定士 第1種特定化学物質 5名(新規0名) ・放射線取扱主任者(全センター11配属)39名(新規2名)</p>
<p>3 業務運営能力の向上</p>	<p>3 業務運営能力の向上</p>	<p>a</p> <p>◇職員技術研修中期計画を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行った。又は必要な変更が行われなかった。s: 作成し、特に優れた成果が得られた。a: 作成し、又は必要な変更を行い、若しくは見直しの結果、変更の必要がなかった。c: 作成せず、又は必要な変更を行わなかった。d: 作成せず、又は必要な変更を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>◇年度計画に基づいてISO9000の審査員補の有資格者を確保</p>

<p>を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO9000審査員補</li> </ul>	<p>した。</p> <p>s : 確保し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 確保した</p> <p>c : 確保しなかった</p> <p>d : 確保せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業環境測定士</li> </ul>	<p>◇年度計画に基づいて作業環境測定士の有資格者を確保した。</p> <p>s : 確保し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 確保した</p> <p>c : 確保しなかった</p> <p>d : 確保せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線取扱主任者 (全センターに配置)</li> </ul>	<p>◇年度計画に基づいて放射線取扱主任者の有資格者を全センターに確保した。</p> <p>s : 確保し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 確保した</p> <p>c : 確保しなかった</p> <p>d : 確保せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p>
<p>(2) 職員の派遣及び研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先進的な検査分析技術等の導入を図るため、以下の外部機関へ職員を派遣し、高度な分析技術を習得した。</li> </ul>	<p>◇外部機関への職員の派遣研修を実施し、研修の結果、高度な分析技術を習得した職員が増加した。</p> <p>s : 実施し、増加したことがより特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 実施し、増加した</p> <p>c : 実施しなかった</p> <p>d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p>
<p>先進的な検査分析技術、独立行政法人食品総合研究所等の導入を図るため、以下の外部機関へ職員を派遣し、高度な分析技術を習得した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省環境調査研修所 (6名)</li> <li>・ 北九州市環境科学研究所 (1名)</li> <li>・ 東北大学大学院農学研究所 (2名)</li> <li>・ 独立行政法人森林総合研究所 (1名)</li> <li>・ 独立行政法人水産総合研究センター (4名)</li> <li>・ 独立行政法人食品総合研究所 (3名)</li> </ul> <p>【事業報告書の記述】</p>	<p>【事業報告書の記述】</p>	

<p>図るため、遺伝子組換え食品の検査技術等の新しい分析技術に関する研修を行う。</p>	<p>いた研修を実施し、研修の結果、分析技術を習得した職員が増加した。</p> <p>s : 実施し、増加したことに より特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 実施し、増加した</p> <p>c : 実施しなかった</p> <p>d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>職員が87名に対してIP-MS（誘導結合プラズマ質量分析装置）の操作に関する研修を行った。</p>	<p>a</p>
<p>(2) 職員の健康と安全な労働環境を維持するための体制を整備する。</p>	<p>(3) 職員の健康と安全な労働環境を維持するための措置を講じる。</p>	<p>【事業報告書の記述】 労働安全衛生法に基づき、職員の健康と安全な労働環境を維持するため、本部、横浜センター及び神戸センターに衛生管理者の資格を取得した者を、その他の5地域センターに衛生推進者の資格を取得した者をそれぞれ1名以上配置した。</p> <p>また、職場における職員の安全と健康に資するため、各センターにおいて原則として毎月1回安全衛生委員会を開催した。</p>	<p>a</p>
<p>(3) 職員の健康と安全な労働環境を維持するための措置を講じる。</p>	<p>衛生管理者を本部、横浜・神戸センターに配置した。成果が得られた</p> <p>s : 配置し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 配置した</p> <p>c : 配置しなかった</p> <p>d : 配置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>衛生推進者を小樽・仙台・名古屋・岡山・門司センターに配置した。</p> <p>s : 配置し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 配置した</p> <p>c : 配置しなかった</p> <p>d : 配置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p>
<p>(3) 職員の健康と安全な労働環境を維持するための措置を講じる。</p>	<p>本部及び各地域センターにおいて安全衛生委員会を開催した。</p> <p>s : 開催し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 開催した</p> <p>c : 開催しなかった</p> <p>d : 開催せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>本部及び各地域センターにおいて安全衛生委員会を開催した。</p> <p>s : 開催し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 開催した</p> <p>c : 開催しなかった</p> <p>d : 開催せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p>

<p>4 業務運営の進行管理</p> <p>業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させる仕組みを導入する。</p>	<p>4 業務運営の進行管理等</p> <p>業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させるため、次に掲げる措置を講じる。</p>	<p>指標の総数 : 2          指標sの指標数 : 0×3点=0点          指標aの指標数 : 2×2点=4点          指標bの指標数 : 0×1点=0点          指標cの指標数 : 0×0点=0点          指標dの指標数 : 0×1点=0点          合計 : 4点          (4/4=100%)</p>
<p>4 業務運営の進行管理</p> <p>業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させる。</p>	<p>4 業務運営の進行管理等</p> <p>業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させるため、外部の有識者を活用し、業務の運営の進捗を適正に管理した。</p>	<p>【事業報告書の記述】          平成16年11月に外部の有識者を含めた業務評価委員会を開催し、平成15年度における業務実績の評価結果及びそれへの対応状況、平成16年度上半期の業務進捗状況及び平成16年度マネジメントレポートの成果について点検・評価を行った。</p> <p>各四半期ごとに報告される実績報告を基に、年度計画に対する業務進捗状況報告書として取りまとめ、その報告書に基づき理事会、幹部会議において業務の進行管理を行った。</p> <p>平成15年度及び16年度のマネジメントレポートレビュー、内部監査の結果、業務評価委員会の審議結果等を踏まえ、既存の業務規程類を見直し、必要な改廃及び新規制定を行い、職員への周知を図った。</p>
<p>4 業務運営の進行管理</p> <p>業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させる。</p>	<p>4 業務運営の進行管理等</p> <p>業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させるため、外部の有識者を活用し、業務の運営の進捗を適正に管理した。</p>	<p>【事業報告書の記述】          文書の電子化等を推進した結果、平成11年度を基準として用紙代を27%削減した。</p> <p>【その他特記事項】          達成度合 : 338% (27%/8%)</p>



<p>d : 計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>○業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>指標の総数 : 1      評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点      評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点      評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点      評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点      評価dの指標数 : 0 × 1点 = 0点      合計 : 2点      (2 / 2 = 100%)</p>	<p>【事業報告書の記述】      平成16年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業に係る経費については、上記1～4の業務運営の効率化に取り組んだ結果、対前年度比で1.6%の経費を節約・削減した。</p> <p>【その他特記事項】      人件費等を除く運営費交付金で行う事業に係る経費は前年度の1,203百万円に対し、1,184百万円であった。      達成度合 : 160% (1.6%/1%)</p>	<p>A</p> <p>中項目の総数 : 6      評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点      評価Aの中項目数 : 6 × 2点 = 12点      評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点      評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点      評価Dの中項目数 : 0 × 1点 = 0点      合計 : 12点      (12 / 12 = 100%)</p>
<p>d : 計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>○業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>◇人件費を除く運営費交付金で行う事業について、新規事業分その他特別の事情による増加分を除き、対前年度比で1%抑制した。      s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた      a : 計画値の達成度は100%以上であった      b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった      c : 計画値の達成度は70%未満であった      d : 計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】      平成16年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業に係る経費については、上記1～4の業務運営の効率化に取り組んだ結果、対前年度比で1.6%の経費を節約・削減した。</p> <p>【その他特記事項】      人件費等を除く運営費交付金で行う事業に係る経費は前年度の1,203百万円に対し、1,184百万円であった。      達成度合 : 160% (1.6%/1%)</p>	<p>A</p> <p>中項目の総数 : 6      評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点      評価Aの中項目数 : 6 × 2点 = 12点      評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点      評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点      評価Dの中項目数 : 0 × 1点 = 0点      合計 : 12点      (12 / 12 = 100%)</p>
<p>5 業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>5 業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>上記1～4に掲げる措置により、今年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた      a : 計画値の達成度は100%以上であった      b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった      c : 計画値の達成度は70%未満であった      d : 計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>A</p> <p>中項目の総数 : 6      評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点      評価Aの中項目数 : 6 × 2点 = 12点      評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点      評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点      評価Dの中項目数 : 0 × 1点 = 0点      合計 : 12点      (12 / 12 = 100%)</p>
<p>5 業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>5 業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>業務運営の効率化に関する事項については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制すること。</p>	<p>s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた      a : 計画値の達成度は100%以上であった      b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった      c : 計画値の達成度は70%未満であった      d : 計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>A</p> <p>中項目の総数 : 6      評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点      評価Aの中項目数 : 6 × 2点 = 12点      評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点      評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点      評価Dの中項目数 : 0 × 1点 = 0点      合計 : 12点      (12 / 12 = 100%)</p>
<p>5 業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>5 業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>業務運営の効率化に関する事項については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制すること。</p>	<p>s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた      a : 計画値の達成度は100%以上であった      b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった      c : 計画値の達成度は70%未満であった      d : 計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>A</p> <p>中項目の総数 : 6      評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点      評価Aの中項目数 : 6 × 2点 = 12点      評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点      評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点      評価Dの中項目数 : 0 × 1点 = 0点      合計 : 12点      (12 / 12 = 100%)</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスの向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスの向上に関する目標を達成するべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスの向上に関する目標を達成するべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスの向上に関する目標を達成するべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスの向上に関する目標を達成するべき措置</p>

【特記事項】

- 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等  
 ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供」、「農林物資の検査及び格付並びに技術に関する調査及び指導」、「農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習」、「立入検査等に関する事項」、「緊急時の要請に関する事項」及び「国際協力」について、大項目の調査結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価は、他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。
- ② 食品表示の監視業務においては、農林水産省と連携して特別調査を実施し、表示の真正性を確認するための検査・分析を実施している。
- ③ 農林水産大臣への立入検査結果の報告事務については、これまでに整備した立入検査マニュアル等に基づき進捗を徹底した結果、平成16年度に実施した立入検査5件の結果についてすべて中期目標に定められた3日以内に報告されており、業務の改善が図られている。
- ④ 農林物資の検査技術の調査研究において、食品表示の真正性を確認するために必要な検査分析技術の実用化を中心とした課題に積極的に取り組んでおり、その成果として得られた原産地判別や品種判別の手法をマニユアル化することにより、食品表示の監視業務に活用している。

○食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供

1 食品等の品質及び表示並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供

1 食品等の品質及び表示並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供

1 食品等の品質及び表示並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供

A

- 指標の総数 : 46  
 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点  
 評価aの指標数 : 46 × 2点 = 92点  
 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点  
 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点  
 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点

(1) 関係独立行政法人等を結ぶWAN（広域ネットワーク・システム）を整備し、農林水産省の関係部局と連携することにより、リスク管理情報を共有化する。また、食品のリスクに関する情報及び企業が有する食品等の事故情報（リコール情報を含む。）を広く収集し、整理する。

(1) 関係独立行政法人等を結ぶWAN（広域ネットワーク・システム）を整備し、農林水産省の関係部局と連携することにより、リスク管理情報を共有化する。また、食品のリスクに関する情報及び企業が有する食品等の事故情報（リコール情報を含む。）を広く収集し、整理する。また、そのために必要なシステムを構築する。

(1) 関係独立行政法人等を結ぶWAN（広域ネットワーク・システム）を運用し、農林水産省関係部局と連携することにより、リスク管理情報を共有化する。また、消費者からの問い合わせや分かつりやすい情報提供などに活用する。また、食品のリスクに関する情報及び企業が有する食品等の事故情報（リコール情報を含む。）を広く収集し整理する。

◇関係独立行政法人等を結ぶWANを整備するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。  
 s : 整備し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた  
 a : 整備し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった  
 c : 整備せず、又は必要な改善を行わなかった  
 d : 整備せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】  
 農林水産省関係部局及び関係独立行政法人と常に最新のリスク管理情報を共有できるようなWANを整備し、消費者からの問い合わせ対応等に活用した。食品等の事故情報について、新聞等の社告、行政機関等の自主回収情報等を本部及び各地域センターにおいて広く収集し、整理解析した結果をホームページで公表した。

【その他特記事項】  
 平成16年6月16日に農林水産省関係部局及び関係独立行政法人すべてを結ぶWANとして整備した。

◇WANを農林水産省等とのリスク管理情報の共有化、消費者等への情報提供等に活用した。  
 s : 活用し、特に優れた成果が得られた  
 a : 活用した  
 c : 活用しなかった  
 d : 活用せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

常に最新のリスク管理情報を閲覧・共有できるように、経常的に情報を追加し、消費者等からの問合せ対応等に活用した。

◇食品のリスクに関する情報及び企業が有する食品等の事故情報を収集整理するためのシステムを構築するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。  
 s : 構築し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた  
 a : 構築し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった

平成15年度に構築した食品等の事故情報を収集整理するシステムに加え、新聞、インターネット等に掲載されている自主回収等の食品事故情報等を収集する新たなシステムの試行要領を作成し、運用した。

a

a

a

<p>た</p> <p>c：構築せず、又は必要な改善を行わなかった</p> <p>d：構築せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p> <p>◇リスク情報収集整理システムを活用し、広く情報を収集し整理した。</p> <p>s：収集・整理し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：収集・整理した</p> <p>c：収集・整理しなかった</p> <p>d：収集・整理せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>(2) 講習会等の開催</p> <p>食生活指針（平成12年3月24日閣議決定）の普及・定着、食料自給率の向上及び食の安全・安心に関する消費者、事業者等とのコミュニケーションの推進を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>○ 講習会等の開催に当たっては、より効果的な実施のため、地方公共団体等との連携を図る。また、関係機関との連絡会等に参加し、関心事項の把握を行う。</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 講習会等の効果的な実施に資するため、地方公共団体、関係機関等との連絡会等に参加し、連携を図るとともに、地方公共団体等に対して事前に講習会テーマ等に関するアンケート調査を実施した。</p> <p>【事業報告書の記述】 教育関係者を主な対象者として食生活指針の普及啓発を図るための講習会を、11道府県（うち7道府県は、前年度までの実施回）で14回開催した（4年間で40道府県延べ66回）。</p> <p>【その他特記事項】 当該講習会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.4であった。 達成度合：110%（11道府県/10都道府県）</p>
<p>(2) 講習会等の開催</p> <p>ア 教育関係者に対する食生活指針の普及啓発を中期目標の期間中に各都道府県で1回以上開催する。</p>	<p>(2) 講習会等の開催</p> <p>食生活指針（平成12年3月24日閣議決定）の普及・定着、食料自給率の向上及び食の安全・安心に関する消費者、事業者等とのコミュニケーションの推進を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>○ 講習会等の開催に当たっては、より効果的な実施のため、地方公共団体等との連携を図る。また、関係機関との連絡会等に参加し、関心事項の把握を行う。</p>	<p>○ 教育関係者に対する食生活指針の普及啓発を中期目標の期間中に各都道府県で1回以上開催する。</p>	<p>◇生活指針の普及啓発講習会を地域の教育関係機関等と連携を図りながら、10道府県以上について開催した。</p> <p>s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成度合は100%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった</p>

<p>○ 地方公共団体に対する研修会及び講習会の開催回数：各事業年度16回以上</p>	<p>イ 地方公共団体に対する消費者行政施策の普及啓発を推進するための講習会（消費者行政施策普及講習会）を各センターごとに1回以上開催する。</p> <p>○ 消費生活センターの職員等に対して、地方公共団体の職員等による食品相談等への適切な対応を支援するための研修会（プロック研修）を各センターごとに1回以上開催するとともに、農林水産省関係部局と連携して全国的な研修会（中央研修）を1回開催する。また、地方公共団体の要請に応じ、必要と認められた場合には個別に研修会を開催する。</p>	<p>○ 地方公共団体に対する消費者行政施策の普及啓発を推進するため、消費生活センターの職員等を含む。食の安全・安心の講習会を各センター1回、合計8回開催した。</p> <p>消費生活センターの職員等を対象として地方公共団体による食品等に関する消費者苦情相談等への適切な対応を支援するための研修会を以下のとおり開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロック研修（3日間） 8回（各センター1回）</li> <li>・農林水産省の依頼による中央研修（5日間） 1回</li> <li>・地方公共団体からの要請に応じた個別の研修 1回</li> </ul> <p>【その他特記事項】 当該講習会及び研修会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で前者は4.0、後者は4.2であった。 達成度合：100%（17回/17回）</p>	<p>【事業報告書の記述】 地方公共団体に対する消費者行政施策の普及啓発を推進するため、消費生活センターの職員等を含む。食の安全・安心の講習会を各センター1回、合計8回開催した。</p> <p>消費生活センターの職員等を対象として地方公共団体による食品等に関する消費者苦情相談等への適切な対応を支援するための研修会を以下のとおり開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロック研修（3日間） 8回（各センター1回）</li> <li>・農林水産省の依頼による中央研修（5日間） 1回</li> <li>・地方公共団体からの要請に応じた個別の研修 1回</li> </ul> <p>【その他特記事項】 当該講習会及び研修会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で前者は4.0、後者は4.2であった。 達成度合：100%（17回/17回）</p> <p>当該研修会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.2であった。</p>
<p>c：計画値の達成度は70%未満であった d：計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇ 講習会及び研修会を16回以上開催した。 s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度は100%以上であった b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度は70%未満であった d：計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇ 地方公共団体の要請に応じ、個別に研修会を開催した。 s：研修会を開催し、特に優れた成果が得られた a：研修会を開催した c：要請に応じなかった事例があった d：要請に応じなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 地方公共団体、消費者団体等の職員に対して、食品等のリスク情報の共有化を促進するため、食の安全についての知見を有する者の育成のための研修会を計4回開催した。</p>
<p>○ 食の安全についての知見を有する者の育成のため、研修会の開催回数：各事業年度4回以上</p>	<p>ウ 食品等のリスク情報の共有化を促進するための研修会を有する者の育成のため、食の安全についての知見を有する者の育成の目的と</p>	<p>○ 食品等のリスク情報の共有化を促進するための研修会を有する者の育成の目的と</p>	<p>○ 食の安全についての知見を有する者の育成のため、研修会の開催回数：各事業年度4回以上</p>

を4回以上開催する。

- a : 計画値の達成度は100%以上であった
- b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった
- c : 計画値の達成度は70%未満であった
- d : 計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【その他特記事項】  
当該研修会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.0であった。達成度合：100%（4回/4回）

(3) 食品の安全性や品質における影響を及ぼすおそれのある食品の発生に際し、消費者の被害の防止、消費者の不安の解消等を行うため、事態調査を行い、適切かつ正確な情報を消費者に分かりやすく、かつ、迅速に提供するとともに、そのための業務執行体制を整備する。

(3) 緊急を要する調査分析

(3) 食品等特性把握調査及び緊急を要する調査分析  
消費者に正しい商品知識を普及させ、おそれのある食品の発生に際し、適切かつ正確な情報を消費者に分かりやすく、かつ、迅速に提供し、消費者の被害及び生産者の風評被害の防止、消費者の不安の解消等を図るため、必要な調査分析を実施し、また、適切な調査分析業務の遂行のため、次に掲げる措置を講じる。

ア 食品等発生時の対応体制を整え、発生時の対応に際し、迅速に発生状況を把握し、被害の発生に際し、消費者の被害の防止、消費者の不安の解消等を行うため、事態調査を行い、適切かつ正確な情報を消費者に分かりやすく、かつ、迅速に提供するとともに、そのための業務執行体制を整備する。

○ 消費者に食品等の正しい知識を普及啓発するに際し、消費者の被害の防止、消費者の不安の解消等を図るため、必要な調査分析業務の遂行のため、次に掲げる措置を講じる。

【実施課題】  
・ダットソンそそ

【事業報告書の記述】

平成15年度消費者対応業務推進委員会での検討結果を踏まえ、「ダットソンそそ」の品質特性調査」及び「奈良漬と新漬の作違等実態調査」について食品等特性把握調査を実施した。  
【ダットソンそそ】の調理による機能性成分の変化（血圧降下作用等があるルチンや抗アレルギー効果があるケルセチン等の機能性成分の含有が知られているダットソンそそやそばの加工品（干しそば））について、機能性成分の含有量を品間比較した。前者は後者の約80倍のルチンを含み、後者にはケルセチンがごく微量しか含有されていないかった。

また、これらを調理した（ゆでた）後は機能性成分が平均で3割程度減少していた。

る機能性成分の変化  
 ・黒大豆加工食品の品質特性調査  
 ・奈良漬と新漬の相違等実態調査

【黒大豆加工食品の品質特性調査】  
 黒大豆と通常の大豆を使用した加工食品（煮豆、きな粉、黒豆茶）についてイソフラボンなどの機能性を比較した。きな粉については、主にイソフラボンは黒大豆に多く含まれていたが、煮豆は、黒大豆、通常の大豆ともにその含有量が原料に比較して半減しており、含有されるイソフラボンは加水加熱により消失する可能性を示唆した。  
 また、ポリフェノール及びビタミンEの含有量は両者に有差がみられなかった。  
 【奈良漬と新漬の相違等実態調査】  
 青瓜等を熱成が進んでない酒かすに短期間漬込んだ奈良漬に近い風味を持つ漬物（以下「新漬」という。）について、アルコール分、塩分等の成分について奈良漬と比較した。新漬のアルコール分及び塩分は、奈良漬に比べかなり低い傾向がみられた。  
 また、新漬の食味は奈良漬に比べ塩味、甘味が少ないが、青瓜固有の新鮮味、青臭味を有するものであった。

平成15年度食品等特性把握調査等の結果を広報誌等を活用し、情報提供を行うとともに、全国商品テスト機関連絡会議及び公開調査研究会において発表した。

- 【広報誌掲載課題】  
 ・落花生加工食品の品質特性調査  
 【全国商品テスト連絡会議発表課題】  
 ・ヤマト野菜の品質特性調査  
 ・高糖度トマトの糖度等実態調査 等5課題

【事業報告書の記述】  
 食品事故等の発生に際して即時に対応するため、食品緊急調査実施マニュアルを作成するとともに、想定される食品事故の分野ごとに専門家の登録の見直しを行った。

【その他特記事項】  
 食品緊急調査実施規程を改正する必要はなかったが、調査の円滑な実施のため、食品緊急調査実施マニュアルを制定した。

◇食品事故調査要領を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。  
 s：作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた  
 a：作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった  
 c：作成せず、又は必要な改正

○食品事故等の発生に際して即時に対応するため、食品事故及び消費者相談で蓄積された情報の収集整理を行い、想定される事故への対応手法を食品事故調査要領に盛り込む。なお、事故要因については、専門家の登録については、必要に応じて見直す。

a

<p>正を行わなかった d : 作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	
<p>a</p> <p>◇ 専門家を登録するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて登録者名簿の更新を行った。 s : 登録し、又は必要な更新を行い、特に優れた成果が得られた a : 登録し、又は必要な更新を登録し、若しくは更新の必要がなかった c : 登録せず、又は必要な更新を行わなかった d : 登録せず、又は必要な更新を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	
<p>【事業報告書の記述】 緊急調査対策委員会を設置するような案件はなかった。</p>	
<p>◇ 食品事故等の発生原因の究明を、発生原因に関する情報をインターネット、広報誌等を活用して、地方公共団体、消費者等に対して3日以内に提供した。 e : 3日以内に提供し、特に優れた成果が得られた a : 3日以内に提供した b : 提供し4日以上なかった c : 提供しなかった d : 提供せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	
<p>○ 食品の安全性や品質のあ影響を及ぼすおそれ発生した事故や汚染等が発生した場合は、緊急調査対策委員会を設置し、対応方針を決定するとともに、必要に依り実態調査、情報収集等に努める。また、迅速に情報提供を行うため、当該事案に係る相談窓口の設置等の措置を講じる。</p> <p>(4) 社会的な要請等を踏まえ、食品等に含まれる微量物質の調査分析を適切に行う。</p> <p>(4) 微量物質等の調査分析 農林水産省の「消費者視点に立った安全・安心な食料の安定供給」政策の実施に資するため、農林水産省関係部局と連携して食品中の微量物質</p>	



の調査分析を実施するとともに、調査分析業務を適切に遂行するため、以下の措置を講じる。

ア 社会的な要請等に的確に対応するため、分析技術の習得、維持・向上と技術の研鑽を促進する。また、分析精度を向上させるため、分析機器の整備を行う。さらに、分析精度を向上させるため、分析機器の整備を行う。また、分析精度を向上させるため、分析機器の整備を行う。

○ 高度な分析技術の習得、維持・向上のため、延べ1,366名の職員に対し、専門技術研修、機器操作技能研修、技術能力向上研修を122回行うとともに、分析機器の整備・更新を行う。また、分析機器の整備・更新を行う。また、分析機器の整備・更新を行う。

◇ 微量物質等の分析技術の習得、維持・向上のため、延べ1,366名の職員に対し、専門技術研修、機器操作技能研修、技術能力向上研修を122回行うとともに、分析機器の整備・更新を行う。また、分析機器の整備・更新を行う。また、分析機器の整備・更新を行う。

◇ センターの分析機器の点検整備等を計画的に行うため、分析機器管理台帳を作成し、定期的な再調査を行った。また、定期的な再調査を行い、特に優れた成果が得られた。また、定期的な再調査を行った。また、定期的な再調査を行った。また、定期的な再調査を行った。

◇ 分析機器の整備及び分析精度を保証するため、点検を定期的に行った。また、定期的な再調査を行った。また、定期的な再調査を行った。また、定期的な再調査を行った。

【事業報告書の記述】  
分析技術の習得、維持・向上のため、延べ1,366名の職員に対し、専門技術研修、機器操作技能研修、技術能力向上研修を122回行うとともに、分析機器の整備・更新を行う。また、分析機器の整備・更新を行う。また、分析機器の整備・更新を行う。

【その他特記事項】  
専門技術研修19回のうち10回、機器操作技能研修38回のうち11回を微量物質等の分析技術の習得、維持・向上のための研修として実施した。

分析精度を保証するため、当センターの主要な分析機器であるガスクロマトグラフ質量分析装置等についてメーカーによる定期的な保守・点検を行った。

イ 農林水産省の関係部局と連携し、産地段階から消費管理を推進するため、食品等に含まれる微量物質の調査分析を実施する。

○ 農林水産省関係部局と連携し、産地段階から消費管理の状況の把握に資する。また、食品等に含まれる以下の微量物質の調査分析を実施する。  
なお、社会情勢を踏まえ、緊急に対応することとし、柔軟に及び実施検体数等の調整を図る。  
〔主な調査対象検体数及び実施予定検体数〕

・ 残留農薬：3,500検体

◇年度計画に基づき残留農薬の調査分析を実施した。  
s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた  
a：計画値の達成度は90%以上であった  
b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった  
c：計画値の達成度は50%未満であった  
d：計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】  
社会的要請及び行政ニーズを踏まえ、以下の微量物質の調査分析を実施し、その結果を農林水産省関係部局に情報提供した。

- ・ 残留農薬 3,703検体
- ・ 指定外食品添加物 280検体
  - うち、生しいたけの保存料 120検体
  - うち、生しいたけの漂白剤 160検体
- ・ その他の食品汚染物質 40検体
  - (乾しいたけの臭素)
- ・ カビ毒 240検体
  - (原料用りんご果汁中のパツリン)

【その他特記事項】  
基準値を超えて農薬が検出した1検体については直ちに農林水産省に報告した。  
達成度合：106% (3,703検体/3,500検体)

・ 指定外食品添加物：280検体

◇年度計画に基づき指定外食品添加物の調査分析を実施した。  
s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた  
a：計画値の達成度は90%以上であった

生しいたけ154検体から0.1~12.0ppmの二酸化硫黄が検出された。(二酸化硫黄は生しいたけ中に存在することが知られている。)  
達成度合：100% (280検体/280検体)

a

a

<p>b : 計画値の達成度は50%以上90%未満であった  c : 計画値の達成度は50%未満であった  d : 計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>達成度合 : 100% (40検体/40検体)</p>	<p>a</p>
<p>・その他の食品汚染物質 : 40検体</p>	<p>◇年度計画に基づきその他の食品汚染物質の調査分析を実施した。  s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた  a : 計画値の達成度は90%以上であった  b : 計画値の達成度は50%以上90%未満であった  c : 計画値の達成度は50%未満であった  d : 計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>抗生物質の調査分析は、年度計画がなく業務実績がないため評価しない。</p>
<p>・カビ毒 : 250検体</p>	<p>◇年度計画に基づき抗生物質の調査分析を実施した。  s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた  a : 計画値の達成度は90%以上であった  b : 計画値の達成度は50%以上90%未満であった  c : 計画値の達成度は50%未満であった  d : 計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>台風の影響により、原料用りんご果汁の生産ロットが当初の見込みより減少したことから、計画検体数を満たす試料が送付されなかつた</p>

<p>た。達成度合：96%（240検体/250検体）</p> <p>以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成度合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度合は50%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>○ 輸入農産物の安全性を確保するため、輸出国における農産物の生産過程における農産物の実態やリスク管理対策の実施状況を調査を行う。</p>	<p>【事業報告書の記述】 輸入農産物の安全性を確保するため、輸出国における農産物の生産過程における農産物の実態やリスク管理対策の実施状況についてなど、会議を4回開催し、外国への現地調査にセンタ一職員を4回派遣した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 輸入農産物の安全性を確保するため、輸出国における農産物の生産過程における農産物の実態やリスク管理対策の実施状況についてなど、会議を4回開催し、外国への現地調査にセンタ一職員を4回派遣した。</p>
<p>◇Codex規格として提案された重金屬等について年度計画に基づき実態調査を実施した。</p> <p>s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成度は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度は50%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>○ 農林水産省関係部局と連携し、Codexにおいて審議されている重金屬等について、実態調査を1,500検体実施する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 行政ニーズを踏まえ、国産農産物等に含まれる以下の微量物質について実態調査を実施し農林水産省関係部局に報告した。 ・重金屬   うち、鉛 1,455検体   うち、カドミウム 1,425検体   うち、30検体</p> <p>【その他特記事項】 セクターの年度計画作成後に農林水産省の調査分析計画件数が1,461検体となった。 野菜等の生育状況により収穫等ができなかったものがあつた。 達成度合：97%（1,455検体/1,500検体）</p>	<p>【事業報告書の記述】 食品等に含まれるダイオキシン類、内分秘かく乱物質（環境ホルモン）等の分析については、関係試験研究機関の調査分析計画がなかったことから調査分析を行わなかった。なお、独立行政法人食品総合研究所と連携して、引き続きアクリルアミドの分析法の改良に関する研究を実施</p>
<p>ウ 農林水産省の関係部局と連携し、Codex規格として提案されている重金屬等において、含有量の実態調査を実施する。</p>	<p>○ 食品等に含まれるダイオキシン類、内分秘かく乱物質（環境ホルモン）等分析の行政ニーズに対応する。 なお、当該微量物質等の極めて専門的な分析技術の</p>	<p>○ 独立行政法人食品総合研究所等の関係試験研究機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分秘かく乱物質（環境ホルモン）等分析の行政ニーズに対応する。 なお、当該微量物質等の極めて専門的な分析技術の</p>	<p>○ 食品等に含まれるダイオキシン類、内分秘かく乱物質（環境ホルモン）等分析の行政ニーズに対応する。 なお、当該微量物質等の極めて専門的な分析技術の</p>

<p>術を必要とするとする分析の実施に当たっては、独立行政法人食品総合研究所等の関係試験研究機関と連携して行う。</p>	<p>し、特に優れた成果が得られた  a：連携して調査分析を実施した  o：調査分析を実施しなかった事例があった  d：調査分析を実施しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった  (関係試験研究機関と協議した結果、調査研究を計画しなかった年度においては評価の対象外とする。)</p>	<p>【その他特記事項】  調査分析の業務実績がないため評価しない。</p>
<p>○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ担保法」という。)に規定する遺伝子組換え生物等の情報を収集し、必要に応じて調査を行う。</p>	<p>○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ担保法」という。)に規定する遺伝子組換え生物等の情報を収集し、必要に応じて調査を行う。</p>	<p>【事業報告書の記述】  農林水産省、厚生労働省、環境省や関係独立行政法人等から情報収集を行った。</p>
<p>(5) 改正JAS法によりJAS規格の定期的な見直しが行われたことを踏まえ、当該定期的見直しを消費者ニーズ等に即した適切なものとなるようJAS規格が定められた農林物産に関連する食品等の品質の調査分析を行う。</p>	<p>(5) JAS規格の定期見直しに係る調査分析及び個別品目について定められている品質表示基準(以下「個別品見直しに係る調査分析</p>	<p>(5) JAS規格の定期見直しに係る調査分析及び個別品目について定められている品質表示基準(以下「個別品見直しに係る調査分析</p>
<p>(5) JAS規格の定期見直し及び個別品目について定められている品質表示基準の</p>	<p>(5) JAS規格の定期見直し及び個別品目について定められている品質表示基準(以下「個別品見直しに係る調査分析</p>	<p>○ 見直しの対象となるJAS規格の定期見直しに</p>

【事業報告書の記述】

規格に係る調査分析件数  
：1規格当たり概ね20件  
以上

係る調査分析に当たっては、次の調査を行う。

係る調査分析  
JAS規格が消費者ニーズに即したものとなるよう、農林水産省関係部局から要請される品目について以下調査分析等を行い、意見書を作成する。

(7) 生産者、製造業者、流通業者、消費者等に対するJAS規格の利用状況及び見直しの要望の調査

○ JAS規格の利用状況及び見直しの要望を把握するため、関係者に対しアンケート等による調査を行う（利用実態調査）。

農林水産省から調査の要請があった規格について、以下のとおりJAS規格の定期見直しに係る調査分析等を実施し、飲食物品及び油脂品目（51規格）、林産物3品目（3規格）及び有機農産物等5品目（9規格）について意見書を作成した。

【事業報告書の記述】

JAS規格の利用状況、改正要望を把握するため、利害関係者に対するアンケート又はヒアリング等により、JAS規格利用実態調査を以下のとおり実施した。

消費者団体  
6品目（42規格）  
実需者  
14品目（53規格）  
流通業者等  
14品目（53規格）  
製造業者等  
14品目（53規格）

【その他特記事項】

JAS法に基づく見直しを行うことを前提として農林水産省から規格の利用状況の調査を要請された53規格すべてについて、地方自治体から推薦された消費者団体、規格に関連する製造業者等を対象に当該調査を実施した。  
達成度合：100%（53規格/53規格）

◇規格見直しについて利害関係者における要望の調査を実施した。

s：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の100%であり、特に優れた成果が得られた

a：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の90%以上であった

b：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%以上90%未満であった

c：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%未満であった

JAS法に基づく見直しを行うことを前提として農林水産省から規格の利害関係者における要望の調査を要請された53規格すべてについて、地方自治体から推薦された消費者団体、規格に関連する製造業者等を当該調査に調査を実施した。  
達成度合：100%（53規格/53規格）

a

a

<p>d: 調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>○ 品質実態を把握するため、各調査規格ごとと概ね20件以上の市販品を調査する(品質実態調査)。 なお、セクターにおける農林物資の検査及びその他の調査等により、当該品目に係る場合には、調査件数の調整を図る。</p>	<p>【事業報告書の記述】 品質実態を把握するための市販品買上調査(品質実態調査)を以下の品目(規格)について948件実施した。 飲食料品及び油脂 7品目(48規格) 林産物 4品目(5規格) 農産物 1品目(1規格)</p> <p>なお、品質実態調査を実施した54規格948件のうち、34規格については、1規格当たり20件以上の市販品の調査を実施した。 また、20規格については、市場流通量が少ないなどの理由から1規格当たり20件の市販品の調査は実施できなかった。</p> <p>【その他特記事項】 JAS法に基づく見直しを行うことを前提として農林水産省から品質実態調査を要請された54規格のうち、生産量が少ない等の理由から調査分析が困難であった20規格については、1規格当たり20件以上の調査を実施できなかったものの、要請された54規格すべてについて、当該調査を実施した。 達成度合: 100% (34規格/34規格)</p>	<p>a</p>
<p>(4) JAS格付製品、JAS規格があるもののJAS格付を受けていない一般製品、JAS規格製品に類似している一般製品について、1規格当たり概ね20件以上の市販品調査</p>	<p>◇規格見直しに係る製品の調査分析を1規格当たり20件以上(特段の理由がある場合を除く。)を行った。 s: 計画値の達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a: 計画値の達成度合は90%以上であった b: 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c: 計画値の達成度合は50%未満であった d: 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 JAS規格と国際規格の整合性を調査するため、国際規格整合性調査を飲食料品及び油脂4品目18規格について行った。</p> <p>【その他特記事項】 JAS法に基づく見直しを行うことを前提として農林水産省から国際規格整合性調査を要請された18規格すべてについて、当該調査を実施した。 達成度合: 100% (18規格/18規格)</p>	<p>a</p>
<p>(5) JAS規格と国際規格との整合性の調査</p>	<p>○ JAS規格と国際規格との整合性調査を実施する(国際規格整合性調査)。</p>	<p>◇規格見直しに係る国際規格との整合性調査を実施した。 s: 調査した規格数は、見直すこととされた規格数の100%であり、特に優れた成果が得られた a: 調査した規格数は、見直すこととされた規格数の90%以上であった b: 調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%以上90%未満であった c: 調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%未満であった</p>	<p>a</p>

<p>%未満であった d：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 消費者団体に対する説明会を計7回開催した。また、消費者団体、業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを計14回開催した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産省関係部局から個別品質表示基準の見直しに係る要請はなかった。</p>	<p>【その他特記事項】 農林水産省から個別品質表示基準の見直しに係る調査の要請がなかったため評価しない。</p>
<p>◇品質表示基準の見直しに係る調査を実施した。見直すこととされた基準数の100%であり、特に優れた成果が得られた a：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の90%以上であった b：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%以上90%未満であった c：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であった d：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務</p>	<p>○ JAS規格見直し意見書をより消費者ニーズ等に対応した見直しを要する消費者説明会や関係者を対象としたワーキンググループによる検討会を開催する。</p>	<p>イ 個別品質表示基準の見直しに係る調査分析 個別品質表示基準が消費者ニーズ等に対応したもとのなるとなるよう、農林水産省関係部局からの要請に準じて以下調査分析等を行い、意見書を作成する。</p>	<p>○ 個別品質表示基準の見直しの要望を把握するたため、関係者に対しアンケート等による調査を行う。</p>
<p>イ 従来から個別の品目に就いて定められている品質表示基準の見直しに係る調査分析に当たっては、次の調査を行う。</p>			<p>(7) 製造業者、流通業者、消費者等に対する従来から個別の品目について定められている品質表示基準の見直しの要望の調査</p>



運営にあった

- ◇ 品質表示基準見直しにたいして利害関係者における要望の調査を実施した。
- s : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の100%であり、特に優れた成果が得られた
- a : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の90%以上であった
- b : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%以上90%未満であった
- c : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であった
- d : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

農林水産省から個別品質表示基準の見直しに係る調査の要請がなかったため評価しない。

- (イ) 従来から個別の品目について定められている品質表示基準製品、従来から個別の品目について定められている類似している製品について概ね20件以上の市販製品調査

- 見直しの対象となる個別の品目について定められている品質表示基準に係る調査分析件数：1基準当たり概ね20件以上

- 品質表示実態等を把握するために概ね20件以上の市販品を調査する（品質表示実態調査）。なお、センタ一における他の調査等による、当該品目に係る必要情報は、調査件数の調整を図る。

- ◇ 品質表示基準見直しに係る製品の調査分析を1品質表示基準当たり20件以上（特段の理由がある場合を除く。）行った。
- s : 計画値の達成度は100%であり、特に優れた成果が得られた
- a : 計画値の達成度は90%以上であった
- b : 計画値の達成度は50%以上90%未満であった
- c : 計画値の達成度は50%未満であった
- d : 計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

農林水産省から個別品質表示基準の見直しに係る調査の要請がなかったため評価しない。

- (ロ) 従来から個別の品目について定められている品

- 個別品質表示基準と国際規格との整合性調査を

- ◇ 品質表示基準見直しに係る国際規格との整合性調査を

農林水産省から個別品質表示基準の見直しに係る調査の要請がなかったため評価しない。

<p>質表示基準と国際規格との整合性の調査</p>	<p>実施する（国際規格整合性調査）。</p>	<p>実施した。調査した基準数は、見直すこととされた基準数の100%であり、特に優れた成果が得られた。</p> <p>a：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の90%以上であった。</p> <p>b：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%以上90%未満であった。</p> <p>c：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であった。</p> <p>d：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった。</p>	
<p>(6) 国際規格に我が国の意見を反映させるために必</p>	<p>○ 個別品質表示基準の見直し見書により消費者ニーズ等に即した意見書とすため、必要に応じて消費者説明会や関係者を対象としたワーキンググループによる検討会を開催する。</p>		
<p>(6) Codex規格等に係る調査分析等</p>	<p>ウ 説明会の開催 JAS規格の定期見直し及び個別品質表示基準の見直しに係る情報を消費者、事業者等に適切に提供するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>○ 農林水産省が行うJAS規格の定期見直し及び個別品質表示基準の見直しに係るパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を開催する。</p>		<p>【事業報告書の記述】 農林水産省が行った「JAS規格の見直し及び個別品質表示基準に関するパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を5セクターで各4回、3セクターで各3回、合計29回開催した。</p>

要な食品等の品質の実態等調査、海外情報の収集等を行う。

ア 我が国の実態に即したCodex規格の作成に資するため、国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態並びに我が国の海外における食品等の製造技術、流通実態等に関する情報収集並びに当該食品等の品質表示の実態の調査分析を行う。

国際規格に我が国の意見を反映させるため、必要な調査分析を実施するとともに、次に掲げる措置を講じる。

○ 国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態並びに国際規格及び各国の規格の制定、改正等に関する情報を収集、整理する。

◇ 国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態等に関する情報収集を行った。  
 s : 情報収集を行い、特に優れた成果が得られた  
 a : 情報収集を行った  
 c : 情報収集を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

○ Codex委員会の審議結果及び行政ニーズを踏まえ、必要に応じ国際的に流通している食品等の品質及び表示の実態の調査分析を行う。

◇ 国際的に流通している食品等の品質及び表示の実態の調査分析を実施した。  
 s : 実施し、特に優れた成果が得られた  
 a : 実施しなかった  
 c : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

○ 国際規格の分析法を我が国の実態に即したものとすため、しょうゆ及び即席めん類の分析法の妥当性確認試験に係る調査を行う。

イ Codex規格の主要な部分を成す分析法を我が国の実態に即したものとするとともに、Codex分析・サンプリング部会等への出席者から政府から支選するため、この面からの出席者を派遣する。

○ Codex分析・サンプリング部会等への職員を派遣：各事業年度1回以上

a

【事業報告書の記述】  
 食品等の規格基準の国際化に適切に対応するため、食品等に関する海外情報及び分析精度を維持、確認するための手法等に関する情報を収集整理した。

a

【事業報告書の記述】  
 ペースト状の大豆発酵食品 (Fermented soybean paste: 我が国のみそに相当) の国際規格の策定が韓国からCodexに提案されていることから、テンジャン (韓国みそ) とみその品質比較調査を行った。

【事業報告書の記述】  
 しょうゆ及び即席めん類の分析法の妥当性確認試験を行った。

a

【事業報告書の記述】  
 国際食品規格委員会に係る国際会議に1回、国内会議に9回、国内委員会に4回職員を派遣した。  
 ・第14回ココナッツアジア地域調整部会  
 : 韓国 (済州島)

ISO/TC34 (食品専門委員会) の国内審議団体として、以下の活動を行うとともに、総合的

<p>て、同委員会及びISO/TC34/SC12（官能検査分科会）で検討されている案件に 関する情報の収集、提供等に努め、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。 また、同委員会に係る国際会議については、我が国の意見を的確に反映させるため、必要に応じ職員等を派遣する。</p>	<p>a：派遣し、発言又は技術的な助言を行った b：派遣したが、発言又は技術的な助言を行わなかった c：派遣しなかった d：派遣せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>な国内委員会を1回開催した。 ・WG7(遺伝子組換え体分析法に係る作業部会) 国内委員会 1回開催 国際会議 2回出席 ・WGR(食品安全管理システムに係る作業部会) 国内委員会 12回開催 国際会議 3回出席 ・WG9(飼料及び食品チェーンにおけるトレサビリティに係る作業部会) 国内委員会 2回開催 国際会議 1回出席</p> <p>ISO/TC34/SC12(官能検査分科会)で検討されている案件に関する情報の収集、提供等に努め、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行った。</p> <p>【その他特記事項】 平成16年度はCodex分析・サンプリング部会は開催されなかった。</p>
<p>○ トレーサビリティシステムに関する国内外の実態調査等を行う。</p>	<p>◇ ホームページを開設するとともに、定期的な見直しを行い、必要な内容の改善を図った。 s：開設し、又は必要な改善</p>	<p>【事業報告書の記述】 トレーサビリティシステムについて国内外の実態調査等を行った。</p>
<p>(7) 消費者等に対する情報提供 (1)から(6)までにより得られた情報を適切に開示し、消費者、事業者等との食の安全・安心に関するリスコミュニケーションを推進するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>ア 消費者等に対し適切な情報提供を図るための取組</p>	<p>(7) 消費者等に対する情報提供 (1)から(6)までにより得られた情報を消費者、事業者等に対し適切に提供し、食の安全・安心に関するリスコミュニケーションを推進するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>ア 消費者等に対し適切な情報提供を図るための取組</p>	<p>【事業報告書の記述】 トレーサビリティシステムについて国内外の実態調査等を行った。</p>
<p>(7) (1)から(6)までにより得られた情報を適切に開示し、消費者、事業者等との食の安全・安心に関するリスコミュニケーションを推進するため、活用、広報誌等の発行、地方公共団体等の主催する講習会等への講師派遣、共同ワークショップ等を行うとともに、情報提供の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報や提供方法について効果測定を行う。</p>	<p>○ インターネット上を利用者からの応募や、食品等に関する各種情報の検索等が可能で、ホームページを開設し、常時情報の</p>	<p>【事業報告書の記述】 食生活等に関する情報、農林水産省が発信した食品に関する情報等を速やかに掲載した。 [ホームページの主なコンテンツ] ・行政情報(食品表示とJAS規格)</p>

提供を行うとともに、最新情報の更新を行い、最速に迅速な情報提供を確保するとともに、消費者等の意見交換に資するため、ホームページ上で食の安全・安心に関する「電子フォーム」を開催する。

により、食生活等に関する情報や消費者相談事例、プレスリリース等の最新の情報を提供する。また、ホームページ上で食の安全・安心に関する「電子フォーム」を開催する。

を行い、特に優れた成果が得られた

a : 開設し、又は必要な改善を行い、若しくは原直の結果、改善の必要がなかった

c : 開設せず、又は必要な改善を行わなかった

d : 開設せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇ホームページ上の消費者相談事例等の最新情報を常時更新した。

s : 情報を常時（月に1回以上）更新し、特に優れた成果が得られた

a : 情報を常時更新した

b : 情報の更新の頻度が低かった

c : 情報を更新しなかった

d : 情報を更新せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇プレスリリースを発表当日中にホームページへ掲載した。

s : 達成度は100%であり、特に優れた成果が得られた

a : 達成度は90%以上であった

b : 達成度は50%以上90%未満であった

c : 達成度は50%未満であった

d : 達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索できるシ

・技術情報（調査研究報告）  
・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項）

また、ホームページ上での食の安全・安心に関する電子フォーラムを「いま、果実はいま」、「おいしいも」について考えよう」、「旬はどうなの？」の3テーマについて開催した。

【その他特記事項】  
ホームページに関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で3.9であった。

「センターホームページ」は243回（2,435件）更新し、「食の安全・安心情報交流ひろばホームページ」は234回（2,235件）更新した。

センターが発表した14件のプレスリリースは、すべて即日ホームページに掲載した。  
達成度合：100%（14件/14件）

平成15年度に導入した「サイト内検索」システムについて、より詳細な情報を検索できるよ

a

a

<p>システムを設置するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。</p> <p>s : 設置し、又は必要な改善が行われ、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 設置し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった</p> <p>c : 設置せず、又は必要な改善を行わなかった</p> <p>d : 設置せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>改善した。</p> <p>「食の安全・安心情報交流ひろばホームページ」から「食の安全・安心情報交流ひろばホームページ」への検索出来るよう改善した。</p>	<p>◇電子メール利用者のためにホームページ上に受付窓口を設置し、希望者に情報を発信した。</p> <p>s : 設置し、情報を発信し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 設置し、情報を発信した</p> <p>c : 設置せず、情報を発信しなかった</p> <p>d : 設置せず、情報を発信せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>「食の安全・安心情報交流ひろば」メールアドレスを計51回発信した。</p> <p>ホームページ及び各種講習会等で広報に努めた結果、平成16年度最終号では2,822通（平成15年度最終号比135%）まで増加した。</p>	<p>◇年度計画に基づき、電子フォオームを開催した。</p> <p>s : 開催し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 開催した</p> <p>c : 開催しなかった</p> <p>d : 開催せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>電子フォオームを3回開催し、合計で13,302回の閲覧等のアクセス及び75件の投稿があった。</p>	<p>◇広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行する</p> <p>○ 広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行する</p> <p>ととともに、リスクコミュニケーションに関連した</p> <p>デオ、パンフレット等を</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>地方公共団体の消費生活センター等を主な対象として、広報誌「大きな目小さな目」を6回（毎回6,000～6,500部）発行した。また、各セ</p>	<p>a</p>	<p>a</p>
---	--	--	--	---	---	--	--	----------	----------

作成する。また、電子メールマガジンを12回以上発信する。

ビデオ及びパンフレットを作成する。なお、発行企画委員会では、内容をエディットする。また、地域情報をお知らせする。また、ホームページ、地域情報紙等を活用して、地域情報紙等を活用する。電子メールを活用したり迅速に行うため、希望者にメールマガジンを毎月2回配信するとともに、必要に応じて迅速な情報提供を行うため、臨時メールマガジンを配信する。

成果が得られた  
a : 計画値の達成度は100%以上であった  
b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった  
c : 計画値の達成度は70%未満であった  
d : 計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

センターにおいて地域情報紙を合計44回（18,149部）発行した。  
【広報誌の主な掲載内容】  
・食のサイエンス、商品知識（食品等特性把握調査等）  
・食のQ&A（消費者相談）  
・行政情報  
迅速な情報提供を行うため、品質表示に関する技術情報、特別調査に関する情報、消費者向けイベント情報等を内容とする電子メールマガジンを51回（配信数128,102通）配信した。  
食の安全・安心に関する啓発ビデオ「見ていますか？食品の表示」を170本作成し、配布した。  
啓発パンフレット「そうだったのか！！」を20,000部作成し、配布した。

【その他特記事項】  
広報誌に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.1であった。  
達成割合：100%（6回/6回）

◇各地域センターにおいて、必要に応じ地域情報紙を作成し、配布した。  
e : 作成・配布し、特に優れた成果が得られた  
a : 作成・配布した  
c : 作成しなかった  
d : 作成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

各地域センターが取り組んだ消費生活展、講習会等の開催状況等を中心に情報提供した。

◇情報提供用のビデオ及びパンフレットを作成した。  
s : 作成し、特に優れた成果が得られた  
a : 作成した  
b : ビデオ又はパンフレットのみならず一方を作成した  
c : 作成しなかった  
d : 作成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

ビデオは、センターが行っている食品表示の真正性確認分析の紹介を通じ、食品表示への関心を啓発する内容とした。  
パンフレットは、代表的な消費者相談事例18件を収録し、写真や図表を添えたQ&A集として作成した。

a

a

<p>◇電子メールマガジンを年12回以上発信した。  s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた  a : 計画値の達成度は100%以上であった  b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった  c : 計画値の達成度は70%未満であった  d : 計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇電子メールマガジンの配信回数について、読者の利便性を考慮して、年度計画の配信回数を中期計画の「年12回以上」から「毎月2回」(年24回)とした。  達成度合 : 213% (51回/24回)</p>	<p>a</p>
<p>○ 農林水産省関係部局と連携し、必要に応じて農林水産省が行うパブリックコメントに係る説明会を開催する。</p>	<p>【事業報告書の記述】  農林水産省が行うパブリックコメントに係る説明会は、要請がなかったことから開催しなかった。</p>	<p>a</p>
<p>○ 地方公共団体の取組を行っている消費者的取組と技術面から支援するとともに、農林水産省の消費者的取組の普及啓発を図るため、地方公共団体の普及啓発を支援するのと同時に、地方公共団体の取組を技術面から支援するため、地方公共団体からの要請に応じて講師派遣を372回行った。  また、出展要請があった消費生活展等へ85回出展し、消費者相談受付窓口を開設した。  小中学校が取り組む「総合的な学習の時間」へ要請に応じて職員を28回派遣した。</p>	<p>【事業報告書の記述】  農林水産省の消費者的取組の普及啓発を図るため、地方公共団体等が開催する講習会、消費生活展等に職員を派遣するとともに、地方公共団体が行っている消費者対応の取組を技術面から支援するため、地方公共団体からの要請に応じて講師派遣を372回行った。  また、出展要請があった消費生活展等へ85回出展し、消費者相談受付窓口を開設した。  小中学校が取り組む「総合的な学習の時間」へ要請に応じて職員を28回派遣した。</p>	<p>a</p>
<p>○ 地方公共団体等が開催する講習会及び消費生活展等  ・地方公共団体が行っている消費者的取組の各種連絡会等  ・小中学校等が取り組む「総合的な学習の時間」</p>	<p>【その他特記事項】  要請に基づく学習会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.6であった。  「総合的な学習の時間」に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.4であった。</p>	<p>a</p>
<p>◇地方公共団体が主催する消費生活展に出展した。  s : 出展し、特に優れた成果</p>	<p>◇地方公共団体が主催する消費生活展に出展した。  s : 出展し、特に優れた成果</p>	<p>a</p>



が得られた

- a : 出展した
- c : 出展しなかった事例があった
- d : 出展しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

- 消費者の「自立」を推進するための環境整備と関係機関と連携し、農林水産省関係機関と連携した研修会、講習会を開催する。
- 農林水産省関係部局等が主催する食料品消費者モーター研修会・懇談会及び関係機関による消費者啓発に係る取組等への参加要請があった場合には、必要に応じ職員を派遣する。

(イ) リスク情報等の共有化及び消費者等へのリスクに関する関心を把握するため、共同ワークショップ等を開催する。

- リスク情報の共有化及び消費者等へのリスクに関する関心を把握するため、共同ワークショップ等を実施し、各センターごとに1回以上開催する。

(ロ) 消費者からの相談に適切かつ迅速に対応するため、農林水産省消費者生活センター等関係機関との緊密な連絡を確保し、処理

- 消費者相談に適切かつ迅速に対応するため、農林水産省消費者生活センター等関係機関との緊密な連絡を確保し、処理

【事業報告書の記述】

消費者の自立を推進するため、簡易分析システムなどを行う「消費者セミナー～試してみませんか。食の安全・安心～」を開催した。地方農政局が主催する食料品消費モニター研修会・懇談会へ職員を45回派遣した。

【事業報告書の記述】

リスク情報の共有化及び消費者等のリスクに関する関心を把握するため、共同ワークショップ等を各センター1回以上、全国で計10回開催した。

【その他特記事項】

共同ワークショップ等に関するアンケート調査を実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.1であった。  
達成度合：125%（10回/8回）

【事業報告書の記述】

消費者相談専用電話を活用するとともに、消費生活展等において消費者相談窓口を開設し、消費者相談4,677件に対応した。  
消費者相談事例集を活用し、分析試験の実施等の技術的対応を行うことにより、的確かつ迅速

◇年度計画に基づき、共同ワークショップ等を開催した。  
a : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

- a : 計画値の達成度は90%以上であった
- b : 計画値の達成度は50%以上90%未満であった
- c : 計画値の達成度は50%未満であった
- d : 計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇消費者相談事例集を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正した。

- a : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が

対応マニュアルを作成する。

例等の情報の活用、分析試験の実施等の技術的対応を迅速に処理するも確かとし、併せて相談内容の傾向の解析等を行い、その結果を消費者啓発、調査研究等に活用する。また、定等に活用する機会を利用してセンタ－のPRに努め、広く消費者にセンタ－の業務を知らしめるとともに、相談専用電話等を活用し、相談を潜在化している消費者相対に努める。

○ 食品等に起因する消費者被害の救済、防止等の分的析及び被害原因究明機能の充実に努め、消費者被害防止のための講習会（消費者被害防止講習会）を開催し、消費者被害防止講習会（消費者被害防止講習会）の開催等を通じて消費者啓発等への普及を図る。

○ 各センタ－ごとに設置した「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」を活用して、展示物等による情報提供や利用者の相談等に対応するとともに、啓発目的を明確にした特別展示を行う。

○ 消費者相談への適切な対応に資するため、消費者相談、食品表示110番、食品表示ウオッチャー等から得られた情報のうち普羅性的な事例については、消費者相談事例集に収録し、消費者相談対応マニュアル

得られた  
a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった  
c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった  
d : 作成せず、又は必要な改正を行わぬ、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

運な処理に努めた。  
また、相談内容の傾向の解析等をし、消費者啓発、調査研究等のテーマの選定等に活用した。食品等の消費者被害の救済、防止を目的として被害原因の分析及び評価等原研機構の充実を図りつつ、食品等消費者被害相談7件（消費者相談の内数）に対応するとともに、消費者被害再発防止のための講習会を6回開催した。地域の売場に応じた方法による情報提供を行うため、本部及び各地域センタ－に設置している「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」において常設展示を行った。また、期間を定めて食品の安全・安心等を内容とした特別展示を各センタ－2回以上、計27回実施した。  
本部においては、さいたま新熱心インフオメーションセンタ－を活用し、消費者に対する情報提供に努めた。  
「食品表示110番（フリーダイヤル）」を445件受け付けた。また、食品の品質表示の一層の適正化に資するため、必要に応じて表示監視業務において確認のための調査を行うとともに農林水産省関係部に報告した。  
効率的な消費者相談対応を行うため、消費者相談処理規程及び消費者相談対応マニュアルの刷新を行った。また、現行の消費者相談事例集の内容を精査し、平成15年度の相談事例を74件追加し、ホームページにおいて情報提供した。

◇ 消費者相談対応マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正した。  
s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた  
a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの

<p>と併せてその充実を図り、活用する。</p> <p>○ 消費者対応業務を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、消費者相談業務に関する苦情等の処理を適切に行う。</p>	<p>結果、改正の必要がなかった</p> <p>c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p> <p>d：作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 消費者対応業務において苦情等の申し立てがあった1件については、苦情処理規程類に基づき処理した。</p>
<p>○ 消費者、流通業者等を含む対象に、有機食品に係るJAS規格等について正しく理解させるための講習会（JAS制度普及啓発講習会）を各センターごとに1回以上開催する。</p>	<p>◇ JAS制度及びJAS規格の普及啓発のための講習会を年度計画に基づき開催した。</p> <p>e：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：計画値の達成度は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度は50%未満であった</p> <p>d：計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 消費者、流通業者等を対象に、JAS法に関する制度の仕組み及びJAS製品に係る品質等について正しく理解させるための講習会を、「輸入農産物及び運伝子組換え食品の状況」、「油脂・油脂加工品について知ろう」等をテーマとして各センター1回以上、合計12回開催した。</p> <p>【その他特記事項】 当該講習会に関するアンケート調査を実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.0であった。達成度合：150%（12回/8回）</p>
<p>○ 食品の安全・安心の確保に資するため、消費者、事業者等に対する警告、注意情報、事故情報提供及び消費者被害相談並びに事業者が実施するリスクコミュニケーションへの指導、助言を行う。</p>	<p>◇ 事業者が自ら行うリスクコミュニケーションの実施に対し要請に基づく指導及び助言を行った。</p> <p>e：指導及び助言を行い、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：指導及び助言を行った</p> <p>c：指導及び助言を行わなかった事例があった</p> <p>d：要請に応じなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 消費者、事業者等からの要請がなかったため、行わなかった。</p>
<p>(イ) 事業者が自ら行うリスクコミュニケーションの実施に対し、指導及び助言を行う。</p>		

<p>(ウ) 収集し、整理した食品のリスクに関する情報及び事故情報（リコール情報を含む。）をホームページ上で公開する。</p>	<p>海外、企業等から収集したリスクに関する情報及び事故情報は、ホームページ等を利用して公開する。</p>	<p>◇ 収集・整理した食品のリスクに関する情報及び事故情報をホームページ上で公開した。  s : 公開し、特に優れた成果が得られた  a : 公開した  c : 公開しなかった  d : 公開せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】  海外、企業等から収集したリスクに関する情報及び事故情報344件について解析し、消費者被害防止講習会で普及啓発するとともに、ホームページにおいて公表した。</p>
<p>イ 効果測定  情報提供業務の改善を図るため、提供した情報や提供方法について効果測定を行う等、次の措置を講じる。</p>	<p>◇ 講学会及び研修会において、その内容に関するアンケート調査を実施した。  s : 適切な内容により調査し、特に優れた成果が得られた  a : 適切な内容により調査した  b : 一部不十分な調査を行った  c : 調査しなかった  d : 調査せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>○ 中期目標の期間中の各事業年度の顧客満足度：5段階評価で3.5以上</p> <p>イ 効果測定システムの構築と結果の活用  (2) 及びアの(ウ)の講習会及び研修会において、その内容に関するアンケート調査を実施するとともに、広報紙等による提供情報を通じてホームページ等を評価する。顧客満足度は、5段階評価で中期目標の各事業年度を通じて3.5以上を目標とする。また、講師の結果を踏まえ、提供情報の的確性、分かり易さ等の向上に資する方策を踏まえ、消費者等の方策について、消費者等外部の有識者を含めて各事業年度に1回以上検討を行う。</p>	<p>【事業報告書の記述】  提供情報の的確性、分かり易さ等の向上に資するため、各種講習会、研修会、講師派遣、ホームページ、広報紙等の業務についてアンケート調査による効果測定を実施した。顧客満足度は、以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種講習会及び研修会 4.3</li> <li>食生活指針普及啓発講習会 4.0</li> <li>消費者行政施設普及啓発講習会 4.0</li> <li>JAS制度普及啓発講習会 4.3</li> <li>中央研修 4.2</li> <li>プロック研修 4.2</li> <li>個別研修 4.2</li> <li>講師派遣 4.4</li> <li>食生活指針普及啓発講習会 4.4</li> <li>総合的学習の時間 4.6</li> <li>要請に基づく講師派遣 4.6</li> <li>その他の講習会講師派遣 3.9</li> <li>ホームページ 3.9</li> <li>メールマガジン 4.1</li> <li>広報紙</li> </ul> <p>外部の有識者を委員とした消費者対応業務推進委員会を4回開催し、消費者対応業務を効果</p>

的に推進するための方策等を検討した。  
個別の研究ごとに研修生等に対して実施したアンケート調査の結果において、顧客満足度が3.5未満であったものについては、個別に改善策を検討するとともに、消費者対応業務推進委員会において総合的な改善策を検討し、今後の業務に反映させることとした。  
講習会、広報誌等による提供情報の内容の評価方法について検討した結果、評価システムの改善の必要性はなかったが、情報提供に関する顧客満足度把握のためのアンケートについて、その内容を見直した。

◇ホームページ等を通じてその内容を評価するシステムを構築するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改善を行った。

s：構築し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた

a：構築し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった

c：構築せず、又は必要な改善を行わなかった

d：構築せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇提供情報等に関する顧客満足度が5段階評価で3.5以上であった。

s：3.5以上であり、特に優れた成果が得られた

a：3.5以上であった

c：3.5未満であった

d：3.5未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇外部の有識者を含めた検討会を1回以上開催し、提供情

【その他特記事項】

利用者から多くの意見が得られるよう、センターホームページ及び全国版広報誌にアンケートへの協力のお願いを掲載したところ、48件の意見が寄せられた。

講習会等の情報提供の形態ごとにアンケートを活用した顧客満足度の測定を実施した結果は以下のとおりであった。

講習会	4.1
研修会	4.2
講師派遣	4.6
ホームページ	3.9
メールマガジン	3.9
広報誌（全国版）	4.1

平成15年度及び16年度の検討会の検討結果を踏まえ、ホームページ、リスク情報の収集整理

<p>報の向上のための改善を行った。  e: 開催し、必要な改善が行われ、特に優れた成果が得られた  a: 開催し、必要な改善が行われ、又は検討の結果、改善の必要がなかった  b: 開催せず、又は必要な改善を行わなかった  c: 開催せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>の方法等の改善を行った。  なお、平成16年度の検討会の結果、一部の項目については、検討会の結果を踏まえ、平成17年度の業務に反映させる。</p>	<p>の向上のための改善を行った。  e: 開催し、必要な改善が行われ、特に優れた成果が得られた  a: 開催し、必要な改善が行われ、又は検討の結果、改善の必要がなかった  b: 開催せず、又は必要な改善を行わなかった  c: 開催せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>指標の総数 : 50  評価sの指標数 : 0×3点 = 0点  評価aの指標数 : 50×2点 = 100点  評価bの指標数 : 0×1点 = 0点  評価cの指標数 : 0×0点 = 0点  評価dの指標数 : 0×-1点 = 0点  合計 : 100点  (100/100=100%)</p>	<p>○農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>【事業報告書の記述】  平成15年度の検査において不適合率が高いと感じた付け等7品目について重点的に調査を実施した。</p> <p>【その他特記事項】  平成15年度の検査で不適合率が高かった(指導率約30%以上)7品目に加え、平成14年度の検査で不適合率が高かった品目のうち、平成15年度の検査で実施率を高くすることができた4品目についても、平成16年度の検査において実施率を高くした。</p>	<p>◇前年度の検査において不適合率が高い品目等の実施率を前年度に比べて高くした。  s: 高くし、特に優れた成果が得られた  a: 高くしなかった  c: 高くせず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>(1) 品質表示基準の遵守状況の確認のための検査(表示監視業務)  表示監視業務は品質表示の真正性を確認するため、生鮮食品の加工(生鮮食品検査)及び加工食品の買上検査(加工食品検査)を行う。なお、表示監視業務を的確に行うため、それぞれ以下の措置を講ずる。</p>	<p>ア 生鮮食品検査  生鮮食品検査は、原産地表示等の実態調査が必須なものについて、原産地判別等に資する検査を300件以上行う。</p>	<p>○ 生鮮食品の買上件数 : 各事業年度300件以上</p>	<p>【事業報告書の記述】  産地判別等のための検査及び農林水産省と連携した表示に係る特別調査として、生鮮食品の検査を616件実施した。  生鮮食品の検査  ・産地判別等のための検査  616件  30件</p>	<p>◇産地の確認等のため買上検査を300件以上実施した。  s: 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた  a: 計画値の達成度は100%</p>	<p>ア 生鮮食品検査  生鮮食品検査は、原産地表示等の実態調査が必須なものについて、原産地判別等に資する検査を300件以上行う。</p>	<p>ア 生鮮食品の原産地表示等の調査については、小売業者等の事業形態、地域バラバラ等を選定して調査店舗を選定することとし、産地等の確認のため</p>	<p>○ 生鮮食品の買上件数 : 各事業年度300件以上</p>
---	--	--	-----------------------------------	-----------------------------------	---	----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	---	---	--	---	----------------------------------	--	---	---	---	----------------------------------

め買上検査を各事業年度  
300件以上行う。

◇計画値の達成度は70%  
以上100%未満であった  
c：計画値の達成度は70%  
未満であった  
d：計画値の達成度は70%  
未満であり、その要因は法  
人の著しく不適切な業務運  
営にあった

・「天然」及び「養殖」表示に係る  
マダイ、ブリ等の脂肪酸組成率の検査 300件  
・「無農薬」等の表示がある  
農産物の残留農薬検査 286件  
【その他特記事項】  
達成度合：205% (616件/300件)

○ 特別栽培農産物等のう  
ち、農薬を使用していないな  
い旨の表示が付されたもの  
の表示について、表示の整合  
性の確認のための分析を行  
う。

◇特別栽培農産物に係る表示  
ガイドラインの普及推進を図  
るため、特別栽培農産物（無  
農薬栽培に限る。）の表示の  
整合性の確認分析を行った。  
s：確認分析を行い、特に優  
れた成果が得られた  
a：確認分析を行った  
c：確認分析を行わず、その  
要因は法人の著しく不適切  
な業務運営にあった

a  
【事業報告書の記述】  
無農薬栽培農産物等の表示の整合性の確認の  
ため、農産物8件の残留農薬の分析を行った。  
その結果、残留農薬は検出されなかった。

【その他特記事項】  
無農薬栽培等の表示の整合性の確認分析8件  
のほか、農林水産省と連携して実施した「無農  
薬」等の表示に係る農産物の特別調査において、  
286件の残留農薬の分析を行った。

◇表示の整合性確認分析の結果を農林水産省に報  
告した。農林水産省に通知した。  
s：通知し、特に優れた成果  
が得られた  
a：通知した  
c：通知しなかった事例があ  
った  
d：通知しなかった事例があ  
り、その要因は法人の著し  
く不適切な業務運営にあっ  
た

a  
特別調査の結果を農林水産省に報  
告した後、農林水産大臣の指示を受けて立入検  
査を1件実施したほか、農林水産省の依頼に基  
づく任意調査を4件実施した。

イ 加工食品の品質表示基  
準の検査件数：各事業年  
度5,000件以上

イ 加工食品検査  
加工食品検査は、横断  
品及び品質表示基準の見直し  
中に行われた個別品目にお  
し及び前年度の検査に高い  
並に不適合率を置き、対象  
に重点を置き、品質表示の  
正性の確認検査を5,000件

◇加工食品の品質表示基準の  
検査については、新たに品質  
表示基準が定められた加工食  
品及び中期目標の期間中に品  
質表示基準の見直しが行われ  
た加工食品に重点を置き対  
象食品を選定した。  
s：重点的に選定し、特に優  
れた成果が得られた  
a：重点的に選定した

a  
【事業報告書の記述】  
加工食品の検査は、既存の品質表示基準製品  
以外の加工食品に重点を置き、過去の調査結果、  
製造業者等の事業規模、地域パランス等を勘  
案するとともに食品表示110番等の情報を活用  
し、5,071件実施した。その結果、482件につい  
て文書による是正指導を行った。

【その他特記事項】  
新たに品質表示基準が定められた加工食品等

ることとし、各事業年度に5,000件以上実施する。

以上実施する。また、必要に応じ製造業者等に対して製造業種と表示内容の整合性を確認するための調査を行う。

- c：重点的に選定しなかった
  - d：重点的に選定せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
- ◇加工食品の品質表示基準の検査を5,000件以上実施した。
- s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
  - a：計画値の達成度は100%以上であった
  - b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった
  - c：計画値の達成度は70%未満であった
  - d：計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

の品目を重点的に選定し、その比率を71.5%（5,071件のうち、3,628件）とした。

加工食品の品質表示基準の検査5,071件のうち、農林水産省と連携した特別調査として、そば加工品のそば粉含有率の調査を300件実施した。

達成度合：101%（5,071件/5,000件）

- ◇加工食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象食品を選定した。
- s：勘案して選定し、特に優れた成果が得られた
- a：勘案して選定した
- c：勘案して選定しなかった
- d：勘案して選定せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

平成13年工業統計表（品目編）等を参考に、品目ごととの製造業者等の事業規模、事業所数、地域バランス、前年度の検査実績等を勘案して対象食品を選定した。

- ◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し指導を行った。
- s：必要な指導を行い、特に優れた成果が得られた
- a：必要な指導を行った
- c：必要な指導を行わなかった
- d：必要な指導を行わなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務

検査の結果に基づき、品質表示基準に不適切な事項が認められた482件については、製造業者等に対し指導を行い、重大な不適合の疑義が認められたもの85件については、農林水産省等に回付し依頼を受けて任意調査等を実施している。

a

a

a



運営にあった

○ 加工食品の検査に際して、格付の表示がなく、紛らわしい有機農産物加工食品と紛らわしい名称の表示があるもの及び遺伝子組換え表示対象外の食品に遺伝子組換え表示があるものについて調査を行う。

◇検査を効果的に行うため、加工食品の品質表示基準の検査時に、有機農産物加工食品（格付の表示を付しているものを除く。）又はこれと紛らわしい名称の表示をしている製品に対する検査を併せて行った。  
 s：検査を行い、特に優れた成果が得られた  
 a：検査を行った  
 c：検査を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇検査の結果に基づき、必要に応じて販売業者等に対し指導を行った。  
 s：必要な指導を行い、特に優れた成果が得られた  
 a：必要な指導を行った  
 c：必要な指導を行わなかった事例があった  
 d：必要な指導を行わなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

ウ 遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域パランス等を勘案して対象製品を選定することとし、各事業年度に300件以上実施する。

ウ ○ 遺伝子組換え確認分析は、製造業者等の事業規模、地域パランス等を勘案して対象製品を選定し、350件行う。

○ 遺伝子組換え確認分析の結果、遺伝子組換え農産物の分別生産流通管理の実施に疑義があった場合には、製造業者、流通

【事業報告書の記述】

有機農産物加工食品又はこれと紛らわしい名称の表示に関する調査を27件について実施した。その結果、13件については表示が不適正であった。  
 遺伝子組換え表示対象外の食品に遺伝子組換え表示がある加工食品1件について調査を実施し、文書による是正指導を行った。

【その他特記事項】

品質表示基準の検査対象品である加工食品の購入に併せて、小売店の店頭において有機農産物加工食品と紛らわしい表示を付している製品等27件について、「有機原材料使用」等の表示が適切であるかどうかを確認するために購入し、製造業者等への問い合わせ及び必要書類の確認を行った。

有機農産物加工食品と紛らわしい表示を付している製品の検査を行った結果13件に不適切な表示が認められ、うち12件については販売業者等に対し指導を行い、1件については別途実施している任意調査の結果を受けて対応することとしている。

【事業報告書の記述】

遺伝子組換え確認分析は、製造業者等の事業規模、地域パランス等を勘案して368件実施した。  
 遺伝子組換え確認分析の結果、遺伝子組換えDNAが検出されたもの等177件及び分別生産流通管理の調査での再確認分析3件のうち、168件について分別生産流通管理の調査を行った。その結果、不適切な管理が認められたものは1件あり、文書による是正指導を行った。

なお、分別生産流通管理の調査未了分9件については、平成17年度に引き続き調査を行うこ

業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行う。

d：計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

ととしている。また、平成15年度に実施した遺伝子組換え食品の検査のうち、分別生産流通管理の調査未了分2件について、調査を実施した。その結果、不適切な管理が認められたものはなかった。

【その他特記事項】

遺伝子組換え食品に対する消費者の不安に対応するため、前年度に引き継ぎ年度計画を350件とした。  
達成度合：105% (368件/350件)

◇遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域パ  
ランス等を勘案して対象製品を選定した。

s：勘案して選定し、特に優れた成果が得られた  
a：勘案して選定した  
c：勘案せずに選定した  
d：勘案せずに選定し、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し指導を行った。

s：必要な指導を行い、特に優れた成果が得られた  
a：必要な指導を行った  
c：必要な指導を行わなかった事例があった  
d：必要な指導を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

工 ○ 検査共通

業務を効率的に行うため、農林水産省関係部局と連携し、行政ニーズを踏まえた上で、必要に応じて品目、調査事項、実施期間を調整し、各センターで一斉に実施

【事業報告書の記述】

表示監視業務の実施において、農林水産省関係部局と連携し、以下の特別調査を行った。  
・「天然」及び「減糖」表示に係るマダイ、ブリ等の脂肪酸組成等の調査  
・「無糖菓」等の表示のある農産物の残留農薬調査  
・「そば加工品」のそば含有量調査

a

a

する等の対応に努める(重点調査)。

- 農林水産省又は都道府県が行う当該検査において、協力量議又は技術支援等の要請があった場合には、可能な限り応じる。
- 検査の結果、食品表示110番等により受け付けた各種情報に基づき周辺調査等により不適正な表示等を認められた場合には、製造業者又は販売業者等に対し早期に改善するよう指導又は啓発を行う。指導又は啓発を行うに当たっては、農林水産省関係部局、地方公共団体等と連携して行う。
- 表示監視業務を行う機会として対外的な信頼性を確保するため、表示監視業務に関する苦情等の処理を適切に行う。

農林水産省関係部局及び都道府県からの技術支援等の要請があった11件について対応した。農林水産省からの要請により「地域名称を冠した食品」についての調査を249件行った。

生鮮食品検査・報告件数

	検査(報告)
生鮮食品検査	616(47)
産地判別等のための検査	30(0)
無農薬栽培農産物	8(0)
遺伝子組換え表示の調査	15(0)
農林水産省からの要請	7(0)
マダイ、ブリ等の特別調査	300(21)
「無農薬等」表示の特別調査	286(26)

注：括弧内の数字は、検査の結果不適正な表示等が認められ、農林水産省に報告した件数である。

加工食品の検査の結果及び食品表示110番等により受け付けた各種情報に基づき周辺調査等により、不適正な表示等が認められたもの482件については、製造業者、生産者又は販売業者等に対し、不適正な表示等を早期に改善するよう、文書による是正指導を行った。なお、改善未了分については、平成17年度に改善報告を受ける予定である。

また、農林水産大臣による行政指導が必要と思われる重大な不適正については、農林水産省等に回付した結果、1件2事業者に対して再発防止の指導がなされた。

加工食品検査・指導等件数

	検査	指導	改善
加工食品検査	5,071	482	421
有機の表示がされた農産物	27	12	10
遺伝子組換え食品表示	353	1	0
遺伝子組換え表示対象外の食品遺伝子組換え表示	1	1	1
それ以外の加工食品	4,690	468	410

JAS規格の定期見直しに係る調査分析等において不適正な表示が認められたもの24件についても、製造業者等に対し文書による是正指導を行った。表示監視業務を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、表示監視業務に関する内部監査を行った。

表示監視業務においては、苦情等の申立はな  
かった。

(2) 国際標準(ISO)に基  
づく審査機関としての業  
務執行体制を整備し、登  
録認定機関及び登録格付  
機関(以下「登録認定機  
関等」という。)の登録  
及び登録の更新並びに  
登録後における技術上  
の調査を適正に行う。

(2) 登録認定機関等に対す  
る技術上の調査

ア 農林水産大臣が、登録  
認定機関及び登録格付機  
関(以下「登録認定機関  
等」という。)の登録及び  
登録の更新並びに手数料  
の類、業務規程を認可す  
るに当たって、独立行政法  
人農林水産消費技術セ  
ンター(以下「センター」  
という。)は、その有する  
専門的知見を活用して、  
登録等の申請の審査に係  
る技術上の調査を行う。

(2) 登録認定機関等に対す  
る技術上の調査  
(JAS規格制度監視業務)

ア 登録認定機関等に対す  
る登録等調査  
農林水産省関係部局か  
らの要請を受けて、登録  
認定機関及び登録格付機  
関(以下「登録認定機関  
等」という。)並びに登録  
外国認定機関の登録及び登  
録の更新並びに手数料の  
額、認定業務規程及び格  
付業務規程の認可(以下  
「登録等」という。)に関  
する技術上の調査及び指  
導(以下「登録等調査」  
という。)を行うとともに、  
その結果を速やかに報告  
する。また、適切な登録  
等調査を遂行するた  
め、次に掲げる措置を講  
じる。

- 登録等調査においては、  
登録等の要件への適合状  
況を確認するための事業  
所の調査を行う。
- 登録等調査結果の公平  
性、信頼性を確保するた  
め、当該登録等調査を行  
った者を除く職員で構成  
する技術委員会を開催し、  
最終的な農林水産省関係  
部局への報告に関する登  
録等調査結果を判定する。
- 登録等調査ごとに別に  
定める調査格付を有する  
職員による調査チームを  
編成して対応するととも  
に、進捗状況を常に把握

◇登録等の申請に係る  
技術上の調査を行った。  
s : 調査を行い、特に優れた  
成果が得られた  
a : 調査を行わなかった  
c : 調査を行わず、その要因  
d : 調査を行わず、不適切な業  
務運営にあった

登録認定機関等の登録等調査

	新規	変更
登録認定機関	登録調査 手数料調査 業務規程調査	12 79 13 19 13 31
登録外国認定機関	登録調査 手数料調査 業務規程調査	3 1 3 0 3 0
登録格付機関	登録調査 手数料調査 業務規程調査	4 0 4 6 4 10
計	登録調査 手数料調査 業務規程調査	19 80 20 25 20 41

平成16年度に登録され、認定業務を開始した  
登録認定機関4機関について認定業務の実施状  
況確認のための調査を行った。

登録等調査の公平性、信頼性を確保するため、  
新規の登録、手数料の認可、業務規程の認可に  
係る技術上の調査については、案件ごとに技術  
委員会を開催した。  
適切な登録等調査業務の遂行のため、調査資  
格を有する職員により調査チームを編成すると  
ともに、常時調査の進捗状況を把握した。

【その他特記事項】

平成16年6月に内部監査を実施し、積極的に  
業務改善を行った。

◇登録等の申請の審査に係る  
技術上の調査が適正であるこ  
とを検証するため、内部監査  
を1回以上実施した。  
s : 実施し、特に優れた成果  
が得られた

<p>する。</p> <p>○ 登録後における技術上の調査の回数：機関毎に各事業年度1回以上</p>	<p>イ 日本農林規格による農林物資の品質管理及び品質の向上を図るための指針を行う。</p> <p>イ 登録認定機関等に対する調査 登録認定機関等の登録又は格付け業務の実施体制が適正に維持されているかを確認するため、登録認定機関等に対する技術上の調査及び指針（以下「監査」という。）を行うとともに、適切な監査業務を遂行する。なお、監査は、登録認定機関等の認定又は格付けを行う事業所における調査（以下「事業所調査」という。）のほかに、(4)に定める立会調査及び格付け品調査と運動し 本年度の監査対象機関数（平成16年3月24日までに登録された機関）は、以下のとおり。なお、3月25日から3月31日まで新たに登録された機関につ</p>	<p>a : 実施しなかった c : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった d : 実施しなかった</p> <p>◇登録等の申請に係る審査に係る技術上の調査について、センサー等に持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。特に優れた成果が得られた s : 設置・運営した a : 設置・運営した c : 設置しなかった d : 設置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p> <p>当該業務に係る苦情等の申し立てが1件あり、苦情処理規程類に基づき是正処置等を実施することともに、申立者に対して経緯等を説明することにより、適切に処理した。</p>	<p>◇登録格付け機関に対する技術上の調査を確実に実施するための、毎年一度当初に実施計画を定め、進行管理を行った。 s : 進行管理が行われた a : 進行管理が行われた c : 進行管理を行わなかった d : 進行管理を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p> <p>【事業報告書の記述】 登録格付け機関に対して各1回実施した。(2機関は年度途中で格付け業務廃止) ・ 飲食料品及び油脂 ・ 林産物 計 13機関(80事業所) 2機関(95事業所) 15機関(175事業所)</p> <p>【その他特記事項】 平成14年度の信品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を踏まえ、対象登録格付け機関に対する監査計画を策定し、各センサーごとに進行管理表に基づく進行管理を行った。その結果、各センサーが無事に監査における調査未実施項目の有無について確認したところ、各センサーとも未調査項目はなかった。</p> <p>達成度合：100%（15機関/15機関）</p>	<p>a</p>	<p>a</p>	<p>◇登録格付け機関に対する技術上の調査を全機関について1回以上行った。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%</p>	<p>a</p>
--	---	--	---	--	----------	----------	--	----------

- いても、監査対象とする。  
〔登録認定機関〕
- ・ 飲食料品：16機関
- ・ 生糸：1機関
- ・ 一般材、押板、耳付材、合板、単板及び床板：3機関
- ・ 地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工品：73機関
- ・ 生産情報公表牛肉：1機関
- 〔登録格付機関〕
- ・ 飲食料品及び油脂：15機関
- ・ その他の農林物資：2機関
- 〔登録外国認定機関〕
- ・ 一般材、押板、耳付材、合板、単板及び床板：6機関
- ・ 地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工品：3機関
- 監査は、登録要件への適合状況等について、すべて1回以上行う。
- 事業所調査において適正でない事項を認められた場合には、当該登録認定機関等に対して是正のための指導を行う。なお、調査結果及び是正指導に伴う改善状況については、速やかに農林水産省関係部局へ報告する。
- 監査は、登録認定機関等ごとにその規模等を勘案した監査の計画を作成し、計画的に行うとともに、進捗状況を常に把握する。

以上100%未満であった  
c：計画値の達成度は70%未満であった  
d：計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇登録格付機関の事業所調査開始後30日以内に当該機関及び農林水産省へ調査結果を通知した。  
s：30日以内に通知した件数が100%であり、特に優れた成果が得られた  
a：30日以内に通知した件数が90%以上であった  
b：30日以内に通知した件数が50%以上90%未満であった  
c：30日以内に通知した件数が50%未満であった  
d：30日以内に通知した件数が50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった  
(注：日数は実労働日数)

◇調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。  
s：必要な指導を行い、特に優れた成果が得られた  
a：必要な指導を行った  
c：必要な指導を行わなかった事例があった  
d：必要な指導を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇登録格付機関に対する技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。  
s：実施し、特に優れた成果

登録格付機関15機関すべてについて、事業所調査開始後30日以内に農林水産省へ調査結果を通知した。  
達成度合：100% (15機関/15機関)

調査結果に基づき、5機関に対して指導を行った。  
指導に当たっては、文書指導の要否及び指導内容について、本部に設置した技術委員会で審議した。

平成16年6月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。

<p>が得られた a : 実施しなかった c : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇登録格付機関に対する技術上の調査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。 s : 設置・運営し、特に優れた成果が得られた a : 設置・運営した c : 設置しなかった d : 設置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>ウ 農林物資の品質管理及び品質に関する表示についての登録認定機関に対する技術上の調査を全年度に1回以上行い、必要に応じて是正のための指導を行う。</p> <p>◇登録認定機関に対する技術上の調査を実施するた め、毎年度当初に実施計画を定め、進行管理を行った。 s : 進行管理を行い、特に優れた成果が得られた a : 進行管理を行った c : 進行管理を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>
<p>が得られた a : 実施しなかった c : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇登録格付機関に対する技術上の調査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。 s : 設置・運営し、特に優れた成果が得られた a : 設置・運営した c : 設置しなかった d : 設置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 登録認定機関に対する調査を以下のとおり90機関に対して各1回実施した。(3機関は年度途中で認定業務停止) ・飲食料品及び油脂 14機関(14事業所) ・林産物 3機関(10事業所) ・有機農産物等 71機関(71事業所) ・生糸 1機関(1事業所) ・生産情報公表牛肉及び生産情報公表豚肉 1機関(1事業所) 計 90機関(97事業所)</p> <p>農林水産省における登録外国認定機関の監査については、農林水産省関係部局からの調査協力要請に適切に対応した。 ・林産物 6機関(6事業所) ・有機農産物等 2機関(3事業所)</p> <p>すべての監査対象機関について1回以上行った。 登録認定機関等に対する監査の結果、軽微な問題点等については、現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた65機関(登録認定機関に係るもの60機関、登録格付機関に係るもの5機関)については、文書により是正勧告した。</p>

また、重大な不適合があると判定した1機関については、直ちに農林水産省へ報告した。  
登録認定機関等とともに監査の計画(監査計画)を作成し、計画的に行うとともに進捗状況を常に把握した。

【その他特記事項】

平成14年度の食品表示に関する行政評価・監視結果に基づき勤告を踏まえ、対象登録認定機関に対する監査計画を策定し、各センターごとに進行管理表に基づき進行管理を行った。  
その結果、各センターが無断に監査における調査未実施項目の有無について確認したところ、各センターとも未調査項目はなかった。

達成度合：100% (90機関/90機関)

a

◇登録認定機関に対する技術上の調査を全機関について1回以上行った。

s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

a：計画値の達成度は100%以上であった

b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった

c：計画値の達成度は70%未満であった

d：計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇登録認定機関の事業所調査開始後30日以内に当該機関及び農林水産省へ調査結果を通知した。

s：30日以内に通知した件数が100%であり、特に優れた成果が得られた

a：30日以内に通知した件数が90%以上であった

b：30日以内に通知した件数が50%以上90%未満であった

c：30日以内に通知した件数

登録認定機関90機関すべてについて、事業所調査開始後30日以内に農林水産省へ調査結果を通知した。

達成度合：100% (90機関/90機関)

a



<p>が50%未満であった  d : 30日以内に通知した件数が50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった  (注: 日数は実労働日数)</p>	<p>調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。  s : 指導を行い、特に優れた成果が得られた  a : 指導を行った  c : 必要な指導を行わなかった事例があった  d : 必要な指導を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇登録認定機関に対する技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。  s : 実施し、特に優れた成果が得られた  a : 実施した  c : 実施しなかった  d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇登録認定機関に対する技術上の調査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。  s : 設置・運営し、特に優れた成果が得られた  a : 設置・運営した  c : 設置しなかった  d : 設置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p>
<p>が50%未満であった  d : 30日以内に通知した件数が50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった  (注: 日数は実労働日数)</p>	<p>調査結果に基づき、50機関に対して指導を行い、重大な不適合が検出された1機関については、直ちに農林水産省へ報告した。指導に当たっては、文書指導の要否及び指導内容について本部に設置した技術委員会で審議した。</p>	<p>平成16年6月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。</p>	<p>当該業務に係る苦情等の申し立てが2件あり、苦情処理規程類に基づき是正処置等を実施するとともに、申立者に対して苦情処理の経緯等を説明することにより、適切に処理した。</p>	<p>a</p>

工 登録認定機関の認定業務 ウ 登録等調査及び監査に

国際標準との整合性を確保する  
 並びに技術的正確性を確保する  
 ため、国際標準であるISOガイド  
 61及び65等の考え方を導入し、  
 業務執行体制を維持し、規格類  
 及びマニュアルを必要に応じて  
 見直す。

○ 登録等調査及び監査に係る信頼性の確保  
 登録等調査及び監査の信頼性を確保するため、以下の措置を講じる。  
 ○ 国際標準であるISOガイド61及び65等の考え方を業務執行体制を維持し、規格類及びマニュアルを必要に応じて見直す。

◇ ISOガイド61及び65等の考え方を取り入れた登録等調査・監査規程を作成するとともに、定期的な見直しを行う。必要に応じて改正を行った。s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた  
 a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要がなかった  
 c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった  
 d : 作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】  
 登録認定機関等に対する登録等調査及び監査を適切に行うため、当該業務に関する各規程類の見直しを行った。  
 登録等調査及び監査業務を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、当該業務について内部監査を実施した。  
 登録等調査及び監査業務において苦情等の申立があった3件については、苦情処理規程類に基づき処理した。  
 【その他特記事項】  
 平成16年度に登録等調査・監査関係規程等を以下のとおり制定又は改正した。  
 1. 登録認定機関等登録等調査・監査規程 改正  
 2. 登録認定機関等登録等調査細則 改正  
 3. 登録認定機関等監査細則 改正  
 4. 登録外国認定機関等監査細則 制定

○ 登録等調査及び監査を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、登録等調査及び監査に関する苦情等の処理を適切に行う。

◇ 登録認定機関に対する指導が登録等調査・監査規程等に基つき適切に行われていることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。  
 s : 実施し、特に優れた成果が得られた  
 a : 実施した  
 c : 実施しなかった  
 d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

平成16年6月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。

◇ 職員の調査技術力の向上を図るため、登録認定機関の調査指導に関する業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた

平成16年度に業務執行マニュアルを以下のとおり制定又は改正し、職員に周知徹底した。制定  
 1. 登録認定機関等監査マニュアル  
 2. 登録認定機関・登録外国認定機関の登録審査に係る農林水産消費技術センターが行う技術上の調査事務処理マニュアル 改正

<p>○ 国際標準に基づく調査のための有資格者の養成 ：中期目標の期間中に8名以上</p>	<p>○ 技術上の調査による向上の均質化及び質の向上を図るため以下の措置を講ずる。</p> <p>(7) 職員技術研修計画に基づき、(財)日本適合性認定協会の認定するISO9000審査員研修を受講させ、質システム審査員評価登録センター審査員補の有資格者を、本年度は4名養成する。</p>	<p>○ 国際標準に基づく有資格者としてISO9000の審査員補の有資格者を2名程度養成した。 s：2名以上養成し、特に優れた成果が得られた a：2名以上養成した c：1名以下しか養成しなかった d：1名以下しか養成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 (財)日本適合性認定協会認定のISO9000審査員研修へ7名及びその他の研修へ5名職員を派遣し、有資格者を養成した。(総数25名) 【その他特記事項】 ISO9000審査員補資格は、センターの業務を遂行する上で重要な知識が必要とされ、また、登録認定機関の登録調査等の業務を行ううえでも対外的な信頼が得られる資格であることから、平成16年度は12名の有資格者を養成した。</p>
<p>○ 技術上の調査を行う職員の資格規程については、必要に応じて見直す。</p>	<p>○ 技術上の調査を行う職員の資格規程を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。 s：作成し、又は必要な改正が行われ、特に優れた成果が得られた a：作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要がなかった o：作成せず、又は必要な改正を行わなかった d：作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 技術上の調査を行う職員の資格規程について、検討した結果、改正の必要はなかった。 登録等調査及び監査等の業務に係る担当職員の質の向上を図るため、職員技術研修中期計画及び年度計画に基づき32名の職員に対し調査員内部委成研修を8回実施した。</p>	<p>【その他特記事項】</p>
<p>○ 登録等調査及び監査等</p>	<p>○ 職員技術研修計画に基づき</p>	<p>○ 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要がなかった c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった d：作成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【その他特記事項】</p>

業務実施のための資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査及び監督技術の維持・向上を図るため、内部研修を実施し、担当職員に対し3年に1回以上の受講を義務付ける。

ISO等に関する研修を実施し、調査担当職員に定期的な受講を義務付け、必要な教育を行った。

- s : 研修を実施し、必要な教育が行い、特に優れた成果が得られた
- a : 研修を実施し、必要な教育を行った
- c : 研修を実施せず、必要な教育を行わなかった
- d : 研修を実施せず、必要は教育を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

検査担当職員に対しては、調査員内部研修の受講を3年に1回以上義務付けている。

(3) 登録認定機関等の登録及び登録の更新に際しては、当該申請に係る標準処理期間中に完了することを行う。  
 ○ 農林水産省からの調査要請受理後報告するまでの目標期間：30日以内

(3) 登録申請等に係る手続きの迅速化  
 登録認定機関等の登録及び登録の更新並びに認定手数料の額、格付業務規程に際しては、調査要請受理後30日以内に農林水産省に報告するため、案件毎に責任者を指名して責任者に調査計画の作成及び進行管理を任せ、体制を整備すること等を内容とする。

(3) 登録申請等に係る手続きの迅速化  
 登録認定機関等の登録等調査を標準処理期間(農林水産省が当該申請を受けるまでに3ヶ月以内)に終了するため、以下の措置を講じる。  
 ○ 農林水産省関係部局の要請を受け付けられた後、報告を業務始日で30日以内に行う。  
 ○ 登録認定機関等の登録等調査に係る実施要領を必要に応じて見直し、週報を農林水産省関係部局へ送付する。  
 ○ 調査チームによる登録等調査の状況を定期的に報告させる等進捗状況の管理を行う。

◇登録等調査実施要領を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。  
 s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた  
 a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった  
 c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった  
 d : 作成せず、又は必要は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇調査要請受理後30日以内に農林水産省へ調査結果を回答した。

- s : 30日以内に回答した件数が100%であり、特に優れた成果が得られた
- a : 30日以内に回答した件数が90%以上であった
- b : 30日以内に回答した件数が50%以上90%未満であった

【事業報告書の記述】  
 登録認定機関等の登録等調査については、次の措置を講じることにより、標準処理期間内に農林水産省関係部局へ調査結果を報告した。  
 ・標準処理期間内報告件数：205件/調査要請件数：205件  
 農林水産省関係部局の要請を受け付けた後の報告をすべて業務始日30日以内に行なった。  
 各調査チームに対して、標準処理期間の遵守について徹底を図った。なお、実施要領を見直し、必要な改訂を行った。  
 毎週の調査チームからの進捗状況報告に基づき、進行管理を行った。

【その他特記事項】  
 達成度合：100% (205件/205件)



<p>○ 検査件数：各事業年度 700件以上</p> <p>イ 登録認定機関の認定業務や登録格付機関の格付業務が適切に行われているか否かを確認するためには、製造業者等の事業規模及び地域バランス等を選定することとし、各事業年度に700件以上実施する。</p> <p>○ 格付品調査は、登録格付機関の事業所ごと及び製造業者等の数及びその格付数量を実施する。立会調査及び格付品調査の結果については、登録認定機関等へ通知する。また、適正でない事項を認められた場合には、是正状況を確認する。</p>	<p>○ 計画値の達成度は70%未満であった</p> <p>d : 計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>に対して文書により是正勧告した。</p> <p>【その他特記事項】 達成度合：105% (368件/350件)</p>
<p>○ JAS製品の検査については、製造業者等の事業規模及び地域バランス等を勘案して対象製品を選定した。特に豊れた成果が得られた</p> <p>a : 勘案して選定した</p> <p>b : 勘案せず選定した</p> <p>c : 勘案せず選定した</p> <p>d : 勘案せず選定した</p> <p>要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇ JAS製品の検査を700件以上実施した。</p> <p>s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 計画値の達成度は100%以上であった</p> <p>b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった</p> <p>c : 計画値の達成度は70%未満であった</p> <p>d : 計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 登録認定機関等の業務が適切に行われているか否かを登録して728件（登録は、地域バランス等を勘案して728件）登録格付機関に係るもの5件）実施した。また、農林水産省からの要請に基づき、有機農産物認定生産行程管理者に係る調査の一環として431件の農産物及び農産物の残留農薬の分析を実施した。登録認定機関等の業務が適切に行われているか否かを登録するためのJAS製品検査の結果、不適切な事項があった51件（すべて登録認定機関に係るもの）については、登録認定機関に対して、文書により是正勧告した。</p>
<p>【その他特記事項】 品目ごとに登録格付機関等の事業所の所在地、JAS製品の格付状況、製造業者の生産規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定した。</p> <p>達成度合：166% (1,159件/700件)</p>	<p>○ 計画値の達成度は70%未満であった</p> <p>d : 計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【その他特記事項】 品目ごとに登録格付機関等の事業所の所在地、JAS製品の格付状況、製造業者の生産規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定した。</p> <p>達成度合：166% (1,159件/700件)</p>

<p>○ 農林水産省関係部局からの要請、表示110番等の情報提供により、認定製造業者等に対する調査(格付品等を含む。)の必要が生じた場合には、適切に対応する。</p>	<p>(5) 食品等の販売業者、製造業者等に対する技術指導 食品等の販売業者、製造業者等に対し、ISOやHACCP等に基づく高度な品質管理の指導を行うため、外部の有識者を招き、平成13年度中に指導方針を策定し、職員に周知する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産省関係部局からの要請及び表示110番等の情報提供により、認定製造業者等に対する調査を82件、JAS製品等の調査分析を1件行った。</p>
<p>○ 農林水産省関係部局からの要請、表示110番等の情報提供により、認定製造業者等に対する調査(格付品等を含む。)の必要が生じた場合には、適切に対応する。</p>	<p>(5) 食品等の販売業者、製造業者等に対する技術指導 食品等の販売業者、製造業者等における高度な品質管理技術等の導入に資するため、以下の措置を講じる。 ○ 国際標準(ISO)やHACCP等の高度な品質管理技術に基づく指導を適切に実施するため、外部の有識者を招き、総合指導委員会を開催する。 ○ 高度品質管理技術の指導方針を必要に応じて見直しを図る。</p>	<p>【事業報告書の記述】 前年度までの総合指導委員会の検討結果を踏まえたため、開催しなかった。また、指導方針の見直しを検討した結果、改正の必要はなかった。なお、指導方針に基づき作成した高度品質管理向上推進業務実施規程等の見直しを行い、一部改正するとともに職員に周知した。 【その他特記事項】 検査分析、品質管理、製造に関する技術相談は131件であった。</p>
<p>(5) 食品等の販売業者、製造業者等の事業所に対して、適切な指導を行うよう、国際標準(ISO)やHACCP等の高度な品質管理技術に基づく指導方針を策定するとともに、製造業者等が高度な品質管理技術を導入するためのマニュアルを作成する。</p>	<p>◇ 外部の有識者を含めて指導方針の検討を行い、指導方針を策定し、職員に周知した。 a : 検討を行い、指導方針を策定し、職員に周知した c : 検討を行わなかった (平成13年度限りの評価指標)</p>	<p>【事業報告書の記述】 前年度までの総合指導委員会の検討結果を踏まえたため、開催しなかった。また、指導方針の見直しを検討した結果、改正の必要はなかった。なお、指導方針に基づき作成した高度品質管理向上推進業務実施規程等の見直しを行い、一部改正するとともに職員に周知した。 【その他特記事項】 検査分析、品質管理、製造に関する技術相談は131件であった。</p>
<p>◇ 食品等の販売業者、製造業者等に対する品質管理の指導の一環として、基準書等を活用し技術相談に対応し、特に優れた成果が得られた a : 技術相談に対応した c : 技術相談があったが対応しなかった d : 技術相談があったが対応せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇ 食品等の販売業者、製造業者等に対する品質管理の指導の一環として、企業とし、品質管理情報等について電子メールを活用した広報活動を行った。 s : 広報活動を行い、特に優れた成果が得られた a : 広報活動を行った c : 広報活動を行わなかった d : 広報活動を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>「食の安全・安心情報交流ひろば」メールマガジンにより品質管理情報等について広報を行った。</p>

<p>○ 高度品質管理マニュアルの作成数：中期目標の期間中に10品目以上について作成する。</p>	<p>イ 製造業者等に対する指導に活用するためのマニュアルを、中期目標の期間中に10品目以上について作成する。</p>	<p>○ 高度品質管理技術に関するマニュアルを2品目について作成する。</p> <p>◇ 指導マニュアルを2品目以上作成した。  s : 2品目以上作成し、特に優れた成果が得られた  a : 2品目以上作成した  c : 1品目以下しか作成しなかった  d : 1品目以下しか作成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】  製造業者等に対する指導に活用するため、16年度は農産物漬物及び乾めん類の2品目について高度品質管理技術講習書を作成し、4年間で8品目について作成した。</p>	<p>a</p>
<p>ウ 食品等の品質の向上や安全性を確保するためのマニュアルを用いて、ISOやHACCP等の高度な品質管理、品質の表示に関する講習会（技術講習会）を各センターごとに1回以上開催する。</p>	<p>○ 産業界のニーズを踏まえ、ISOやHACCP等の高度な品質管理、品質の表示等に関する講習会（技術講習会）を各センターごとに1回以上開催する。</p>	<p>◇ 本都及び地域センターごとに品目又は技術的課題を選定し、年度計画に基づき技術講習会を開催した。  s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた  a : 計画値の達成度は90%以上であった  b : 計画値の達成度は50%以上90%未満であった  c : 計画値の達成度は50%未満であった  d : 計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】  食品及び木質建材の品質の向上や安全性を確保するため、食品等製造業者、製材業者等を対象とした技術講習会を各センターで1回以上、合計17回開催した。（延べ915名参加）</p> <p>【その他特記事項】  技術講習会の課題が時宜に即したものとなるよう、関係団体等へのヒアリング等を実施し、技術的課題の把握に努めた。  アンケート調査の結果、顧客満足度の平均は3.8であった。  達成度合：213%（17回/8回）</p>	<p>a</p>
<p>エ 食品表示に関する相談・問合せを一元的に受け付ける窓口を開設する。</p>	<p>○ 製造業者等からの食品表示及び品質管理技術に関する相談に対応するとともに、食品表示に関する相談・問い合わせを一元的に受け付ける窓口を開設する。また、品質管理情報、行政情報、各種調査結果及びヒアリング動向等について、電子メール等を活用して提供を行う。</p>	<p>◇ 食品表示に関する相談・問い合わせを一元的に受け付ける窓口を開設するとともに、定期的な見直しを行い、必要内容の改善を図った。  s : 開設し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた  a : 開設し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要はなかった  c : 開設せず、又は必要な改善を行わなかった  d : 開設せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法</p>	<p>【事業報告書の記述】  製造業者等からの品質管理技術等に関する相談（企業相談）は、個別商品の製造レシピに応じた表示の方法及びその管理技術等を中心に9,985件に対応した。  行政制度 9,398件  その他 587件  計 9,985件  食品表示の一元化窓口を（社）日本食品衛生協会と協力して新たに2センターに開設し、2,914件の相談を受け付けた。</p> <p>【その他特記事項】  平成16年度に新たに受付窓口を開設し、受付窓口の設置箇所は以下のとおりとなった。  センター：本部、名古屋及び神戸（3箇所）</p>	<p>a</p>



人の著しく不適切な業務運営にあった

- 都道府県等が行う食品の認証等から当該都道府県等から技術的観点から技術的観点があつた場合は、可能な範囲で成しる。
- 農林水産省関係部局から地域産品のブラインド化に係る調査を要請された場合には適切に対応する。
- 企業対応業務を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、企業等相談業務に関する苦情等の処理を適切に行う。

【事業報告書の記述】  
都道府県等から地域特産品認証事業への技術的観点から指導要請に対し適切に対応した。  
(延べ7府県36項目)  
農林水産関係部局からの要請により地域産品のブラインド化に係る現地調査を以下のとおり実施した。  
・農産物漬物 2事業者  
・開りぶし 2事業者  
企業対応業務において苦情等の申立があつた1件については、苦情処理規程類に基づき処理した。

(6) 製造業者等から依頼された農林物資の品質、成分等に関する検査及びセメント等が行う格付に係る検査については、適切に行う。

(6) 依頼検査及び農林物資の格付製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセメント等が行う格付に係る検査については、依頼者の検査の機密の保持を図るため検査結果の厳正な管理を行う。

- (6) 依頼検査及び農林物資の格付依頼検査及び農林物資（生糸）の格付に係る検査について、依頼者とともに適切に対応する。その結果については、厳正に管理する。
- 依頼検査及び農林物資の格付に係る検査を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、依頼検査及び農林物資の格付に係る検査に関する苦情等の処理を適切に行う。

◇依頼された農林物資の検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規程に基づき検査結果の厳正な管理を行った。  
s：管理を行い、特に優れた成果が得られた  
a：管理を行つた  
c：管理を行わなかつた  
d：管理を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあつた

◇依頼された農林物資の検査が適切であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。  
s：実施し、特に優れた成果が得られた  
a：実施した  
c：実施しなかつた  
d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあつた

【事業報告書の記述】  
製造業者等から依頼された飲食料品、生糸等に係る依頼検査を297件実施した。また、セメント等が行う生糸の格付を122件実施した。依頼検査及び農林物資の格付を行う機関として対外的な信頼性を確保するため、当該業務についての内外部監査を実施した。  
依頼検査・農林物資の格付業務において、苦情等の申立はなかつた。

【その他特記事項】  
検査結果等については、依頼検査規程・同規則及び文書管理規程に基づき、当該業務の担当課長等が厳正な管理を行った。

平成16年6月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。

<p>◇依頼された農林物資の検査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。</p> <p>s : 設置・運営し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 設置・運営した</p> <p>c : 設置しなかった</p> <p>d : 設置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p> <p>苦情処理委員会を設置・運営したが、当該業務に係る苦情等の申し立てはなかった。</p>
<p>◇センターが自ら行う格付に係る検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規程に基づき検査結果の厳正な管理を行った。</p> <p>s : 管理を行い、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 管理を行った</p> <p>c : 管理を行わなかった</p> <p>d : 管理を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>b</p> <p>格付検査結果等については、格付規程・格付検査細則及び文書管理規程に基づき、当該業務の担当課長等が厳正な管理を行った。</p>
<p>◇センターが自ら行う格付に係る検査が適切であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。</p> <p>s : 実施し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 実施した</p> <p>c : 実施しなかった</p> <p>d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p> <p>平成16年6月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。</p>
<p>◇センターが自ら行う格付に係る検査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。</p> <p>s : 設置・運営し、特に優れた</p>	<p>a</p> <p>苦情処理委員会を設置・運営したが、当該業務に係る苦情等の申し立てはなかった。</p>

<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>
<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>
<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>

た成果が得られた  
a : 設置・運営した  
c : 設置しなかった  
d : 設置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

指標の総数 : 17  
評価sの指標数 : 0×3点 = 0点  
評価aの指標数 : 17×2点 = 34点  
評価bの指標数 : 0×1点 = 0点  
評価cの指標数 : 0×0点 = 0点  
評価dの指標数 : 0×-1点 = 0点  
合計 : 34点 (34/34 = 100%)

【事業報告書の記述】  
調査研究総合評価委員会の検討結果を踏まえ、調査研究を24課題実施した。そのうち、「生鮮食品の判別技術」、「加工食品の原材料の判別技術」、「遺伝子組換え食品の分析技術」及び「微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術」の重点分野に係る調査研究課題は19課題で、その割合は79%であった。  
【その他特記事項】  
調査研究中期計画には明記されていないが、近年、魚種名の縦書き表示が多く、行政の強い要望があることから、魚種判別を調査研究計画に加え、平成16年度は4課題実施した。  
達成度合 : 113% (79%/70%)

【事業報告書の記述】  
平成15年度の調査研究総合評価委員会において選定された研究課題を実施するとともに、各センターにおいて調査研究推進委員会を開催

3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習

3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習

3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究の重点化  
(1) 調査研究の重点化  
農林物資の検査技術に関する調査研究の重点化を図るため、次の措置を講じる。  
なお、業務の状況を勘案しつつ、センターの専門的知識を活用した調査研究の委託に応じる。  
○ 全調査研究課題のうち生鮮食品の判別技術、加工食品の原材料の判別技術、遺伝子組換え食品の分析技術、微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術の4分野に上とす。なお、年度途中で実施すべき課題が発生した場合、この割合に留意し、必要に応じて課題の調整を行う。  
(2) 調査研究の実施  
平成13～15年度の調査研究における成果を踏まえ、中長期の調査研究計

3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習

3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習

3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習

3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究の重点化  
(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究について重点的に行う。  
アイ 生鮮食品の判別技術  
ウ 加工食品の原材料の判別技術  
エ 遺伝子組換え食品の分析技術  
オ 微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術  
○ 全調査研究課題のうちア～エの分野に係る課題の割合 : 70%以上

3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習

行い、中期目標の期間中に次のような取組を行う（ウ及びエにおいて「確立」とは、技術を分析に利用することが可能な水準まで向上させることをいう。）。

ア 生鮮食品の判別技術については、青果物において国産品と輸入品のおおよその絞り込みを、魚に於いて冷凍の有無の判別を行うための有無の基準となる事項を選定する。

ア 生鮮食品の判別技術市販されている農産物及び魚類のうち外観から容易に判別のつかない商品の品目等について、成分の違い等判別のための判断の基準となる事項を選定する。

① 同一品目の農産物で輸入品と国産品が国内市場に流通しており、輸入品が一定のシェアを有するもの

画に基づき本年年度の調査研究実行計画書を作成し、適切な進捗管理を行うにつれ取り組む。

【重点的に行う調査研究】

ア 生鮮食品の判別技術・農産物、畜産物及び水産物において、外観から容易に判別のつかない項目（名称、原産地、天然・養殖及び生・解凍の別（水産物のみ））等について、その判別を行うために有効な手法の開発を引き続き検討する。

◇輸入品と国産品が国内市場に流通している生鮮野菜のうち、輸入量の多い上位10品目から2品目以上選定し、産地判別の指標を検討した結果、1品目程度について生鮮野菜の産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。  
e：特に優れた成果が得られた

a：達成した  
b：概ね達成した  
c：達成されなかった  
d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

し、適切な進捗管理に努めた。

【事業報告書の記述】

・無機元素組成による農産物の原産地スクリーニング判別技術の開発  
【成果：15年度の調査研究結果から、産地判別の可能性が示唆されたニンニク、シヨウウガ、大豆、黒大豆のうち、国産及び中国産の黒大豆試料66点を収集しICP-AES及びICP-MSにより判別に有効な27元素を測定し、統計解析を行った。統計解析により国産及中国産の判別に有効な元素を絞り込み、判別モデルを作成した。】（平成17年度継続）

・タマネギの産地判別方法の検討—DNA調査—  
【成果：15年度に選抜したRAPDマーカーのSTS北を行うとともに、新規RAPDマーカーの検索とSTS北、さらに既存報告の領域を検索し、特異的マーカーを作成した。これらマーカーを用いて輸入及び国産24品種について品種間の確認を行うとともに21品種について個体差の確認を行った。】（平成17年度継続）  
・タマネギの産地判別方法の検討—無機元素（北海道産）—

【成果：北海道タマネギ42種類を試料として、ICP-AES及びICP-MSにより28元素を測定し、品種、産地、施肥、ほ場履歴の違いによる無機元素含有量の変動を調べた。その結果、

ほ場履歴、施肥及び品種間では特に変動は認められなかった。産地間では同一産地でまとまる傾向があった。】(平成17年度継続)

・タマメギの産地判別方法の検討－無機元素(外国産)－  
【成果：外国産タマメギ49点(タイ産、アメリカ産、ニュージーランド産、中国産、チリ産、オーストラリア産)を試料として、ICP-AES及びICP-MSにより27元素を測定し各産地の傾向を調べた。タイ産、ニュージーランド産は他の3カ国より6元素が高い傾向にあった。】(平成17年度継続)

【その他特記事項】

タマメギ及びクロダイズについて産地判別の指標の検討を行った結果、次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。

【その他特記事項】

調査研究計画がなく、業務実績はなかったため、評価しない。  
なお、行政ニーズが強い魚種判別に係る調査研究4課題を実施した。

調査研究計画がなく、業務実績はなかったため、評価しない。  
なお、天然魚・養殖魚の判別について行政等のニーズが強いマダイに係る手前の予備的な調査研究を実施した。

◇冷凍と非冷凍が国内市場に流通している魚介類のうち、流通量の多い上位10品目から2品目以上選定し、冷凍・非冷凍の判別指標を検討した結果、1品目程度について魚介類の冷凍・非冷凍の判別指標が得られ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。  
s：特に優れた成果が得られた

- a：達成した
- b：概ね達成した
- c：達成されなかった
- d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇天然魚と養殖魚が流通している魚のうち、流通量の多い10品目から2品目以上選定し、天然・養殖の判別の指標を検討した結果、1品目程度について天然魚・養殖魚の判別指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用

② 同一魚種で解凍魚と鮮魚が国内市場に流通しているもの

できた。  
 s : 特に優れた成果が得られた  
 a : 達成した  
 b : 概ね達成した  
 c : 達成されなかつた  
 d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

- ・市場における牛肉の品種推定法の有効性の検証  
 【成果：平成15年度に作成したマニユアルを用いて、市販の牛肉を分析した。308件中果毛和種以外と判定されたものは、約7%であった。また、共同試験における器判定率は最大4.8%であり、スクリーニングとして用いるのに問題ない程度であることを確認した。】  
 (平成17年度継続)
- ・水産物の表示の疑義判定法の検討<マダイ・チダイ・キダイの魚種判別>  
 【成果：マダイ、チダイ、キダイの各試料からミトコンドリアDNAの塩基配列を比較し、判別に有効な制限酵素を選択することによりPCR-RFLPで判別が可能であった。また、魚種特異的プライマー3種類及び共通プライマーを設計し、混合することによってマルチプレックスPCR法により迅速なスクリーニングが可能となった。】
- ・魚種判別法の検証<マグロ>  
 【成果：6魚種8タイプのマグロのミトコンドリアDNAの全塩基配列を決定し、データベース登録を行った。この塩基配列情報から解析用プライマーを設計し、判別が可能となった。】
- ・魚種判別法の検証<サケ・マス>  
 【成果：さけ・ます5魚種及び加工品からミトコンドリアDNAを抽出し塩基配列を決定し判別が可能とした。】
- ・生鮮ウニ及びウニ加工品の種判別マーカーの検証  
 【成果：輸入の多いチリウニのミトコンドリアDNAの部分配列を決定し、チリウニ検出用プライマーを用いて加工品の解析及び検出を

行ったところ検出は可能であった。また、北米から輸入される2種のウニについてDNAデータベース登録を行った【平成17年度継続】

・甲殻類のミトコンドリアDNA解析と種判別法の開発  
【成果：タラバガニ科の4種、クモガニ科の2種、クリガニ科の2種のミトコンドリアDNAの部分配列を決定し、DNAデータベース登録を行った。また、塩基配列情報から、タラバガニとアラバガニの判別法を開発した。】（平成17年度継続）

イ 加工食品の原料の判別技術については、国産品と輸入品のおおよその判断の基準となる事項を選定する。

イ 加工食品の原料の判別技術  
国内市場で流通している加工食品のうち現在の分析技術では、使用原料の輸入・国産の判別のつかない次の品目について、成分の違い等判別のため判断の基準となる事項を選定する。

イ 加工食品の原料の判別技術  
加工食品において、原料原産地表示が義務付けられ、又は義務付けが見込まれるものについて、その判別を行うためにより有効な手法の開発を引き続き検討する。

① 個別の品質表示基準に基づいて新たに原料原産地表示が義務付けられた品目

◇国内市場に流通している加工食品のうち、原料原産地表示が義務付けられている品目から2品目以上選定し、原料の判別指標を検討した結果、1品目程度について加工食品の原料産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が年度の調査研究に活用できた。  
s：特に優れた成果が得られた

a：達成した  
b：概ね達成した  
c：達成されなかった  
d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

・シイタケの原産地判別法の検討  
【成果：日本産原木栽培試験、中国産原木栽培試験、中国産菌床栽培試験をICP-AES及びICP-MSにより29元素を測定し、その結果から原木栽培と菌床栽培を判別する閾値及び日本産と中国産を判別する閾値を作成した。】（平成17年度継続）

・湯通し塩蔵わかめめんの原産国判別技術の検討  
【成果：無機元素組成による判別技術の検討を行い、バリウム、マンガン等の濃度比によりおおよその判別指標の絞り込みができた。】

・ししよゆにおける丸大豆使用の判別  
【成果：丸大豆、脱脂加工大豆をそれぞれ原料とするししよゆからLC-MSにより指標となりうる成分を検索した結果、得られたピークから判別閾値を作成したところ、良好な判別が可能であることを確認した。】

【その他特記事項】

・乾しいたけ及び湯通し塩蔵わかめについて検討し、いずれもおおよその判別指標の絞り込み

<p>② 個別の品質表示基準に基づいて新たに原料産地表示が義務付けられることが見込まれる品目</p>	<p>◇国内市場に流通している加工食品のうち、新たに原料産地表示の義務付けが見込まれる品目から選定し、原料の判別指標を検討した結果、加工食品の原料産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s：特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成した</p> <p>b：概ね達成した</p> <p>c：達成されなかった</p> <p>d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>がで、次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新鮮食品の判別技術に係る調査研究の一環で実施したサケ・マス加工品及び魚卵加工品については原料産地表示の判別指標が得られ、力二加工品についてはおおよその判別指標の絞り込みができ、次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。</li> </ul>	<p>a</p>
<p>ウ 遺伝子組換え食品の分析技術</p> <p>ウ 遺伝子組換え食品の分析技術</p> <p>① 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品及びPCR法等による定性分析技術を確立する。</p>	<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、前処理技術の検討を行った結果、技術の確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s：特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成した</p> <p>b：概ね達成した</p> <p>c：達成されなかった</p> <p>d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工食品の組換え体混入率の定量化技術</li> </ul> <p>【成果：GM大豆を用いて、おから及び湯葉を試作し抽出法の検討を行った結果、現行の抽出法を利用できる可能性が示唆された。】（平成17年度継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術(1)</li> </ul> <p>＜新しい遺伝子組換え系統の定量化＞</p> <p>【成果：GM小麦の検知法を確立するため、小麦の内在性遺伝子の候補を選択し、これを用いて小麦特異的プライマーを設計した。このプライマーが小麦に特異的であることを定性PCRにより確認をした。】（平成17年度継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術(2)</li> </ul> <p>＜Collaborative studyによる定量化技術の確立＞</p> <p>【成果：GMトウモロコシ4系統の定量化について、現在用いられている定量装置5機種についてその適用を検討した。さらに、妥当性確認を行うための試料の作成及びプロトコルの作成を行った。】（平成17年度継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物からの遺伝子組換え体の定性技術</li> </ul>	<p>a</p>



<p>&lt;collaborative studyによる定性技術の確立&gt;  【成果：GM大豆を含む疑似混入試料を用いて抽出法の各段階（カラム導入量、溶出液量、DNA溶出液の再精製）について再検討を行い、分析法の頑健性の確認と定性検知下限を向上させることができた。】（平成17年度継続）</p>	<p>【その他特記事項】  大豆加工品4品目の前処理方法について、次年度の調査研究に活用できる有用な知見が得られた。</p>	<p>既に遺伝子組換えに係る表示が義務付けられている加工食品については、定性分析技術が確立されており、新たに遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品がなく、業務実績がないため評価しない。</p>	<p>a</p>
<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、定性分析技術の検討を行った結果、技術を確認し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。  s：特に優れた成果が得られた</p>	<p>a：達成した  b：概ね達成した  c：達成されなかった  d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇遺伝子組換え大豆について、PCR法等による定量分析技術を確認し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。  s：特に優れた成果が得られた</p>	<p>4系統の遺伝子組換えとうもろこしについて定量PCRの条件を検討し、次年度の調査研究に活用できる有用な知見が得られた。</p>
<p>② 遺伝子組換えの大豆及びとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確認する。</p>	<p>◇遺伝子組換え大豆及びとうもろこしの穀粒、その半加工品並びに加工食品の定量分析技術について、簡便化、迅速化及び汎用化について引き続き検討する。  ・リアルタイムPCR定量装置が開発されていることから、これららの定量分析の妥当性を確認するために、独立行政法人食品総合研究所及び民間検査機関等と連携して分析方法の妥当性を確認するための共同試験（Collaborative Study）を引き続き実施する。</p>	<p>◇遺伝子組換えとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確認し、又は結果が次年度の調査研究に活用</p>	<p>a</p>

できた。  
 s：特に優れた成果が得られた  
 a：達成した  
 b：概ね達成した  
 c：達成されなかつた  
 d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品のうち、2品目以上選定し、PCR法等による定量分析法の適用について検討を行った結果、1品目程度について定量分析技術が確立でき、若しくは定量PCR法が適用できる品目についておおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。  
 s：特に優れた成果が得られた

a：達成した  
 b：概ね達成した  
 c：達成されなかつた  
 d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられていない加工食品について、品質表示基準に基づき表示を行わせる必要性を調査するため、前処理法（DNA抽出方法等）の適用について検討を行った結果、前処理法が確立でき、若しくは前処理法が適用できる品目についておおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。  
 s：特に優れた成果が得られた  
 a：達成した

a  
 湯葉及びおかからについては、原料大豆における遺伝子組換え体の混入率を加工食品から直接定量できる可能性が示唆され、次年度の調査研究に活用できる有用な知見が得られた。

該当する加工食品がなく、業務実績がないため評価しない。

<p>b: 概ね達成した c: 達成されなかつた d: 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇農産物等を対象として、一斉分析法が確立されていない農産5種類以上について多成分同時分析法の検討を行った結果、3種類以上の農産物等において分析が可能であることを確認し、又は結果が次の度の調査研究に活用できた a: 達成した b: 概ね達成した c: 達成されなかつた d: 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ・食品中の安全性に係わる微量成分分析の精度管理システムの確立 【成果】: 昨年度までに8センター共同試験を行い一斉分析法の妥当性確認を行った残留農薬の一斉分析法について、今年度は低濃度農薬の添加回収試験を実施したところ、良好な結果が得られた。また、精度管理システムを確立し、分析の信頼性を維持することが可能となった。】 ・穀物中の残留農薬一斉分析法の検討 【成果】: 残留農薬一斉分析法を穀類に適用するため、使用の想定される213農薬について添加回収試験を行った結果、153農薬で良好な回収率が得られた。このうち一斉分析法が確立されていない40農薬についてはHPLCを用いて同様に検討したところ、2種類について良好な回収率が得られた。】 ・超臨界流体抽出法による残留農薬の分析 【成果】: 超臨界流体抽出装置を残留農薬分析に適用するため、乾燥剤、抽出条件等の検討を行った。大豆、トマト、リンゴなどで一部農薬の回収率が低かつたが、その他では概ね良好に回収された。】(平成17年度継続)</p>	<p>【その他特記事項】 玄米等3種類の農産物を対象として新たに12種類の農薬について一斉分析の可能性が示唆された。</p>
<p>工 微量物質の分析技術については、食品衛生法に基づき残留基準や農薬取締法に基づき登録保留基準が定められ、かつ、使用量が大きい農薬であるため、現在、一斉分析法が確立されていないもの10種類程度(トリフルミトゾール、エチルチオオノン、イソキサチオン等)について一斉分析法を確立する。</p>	<p>工 微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術 ① 農薬、合成抗菌剤等の一斉分析法の確立のため、抽出方法、精製方法、ラム条件等についての調査研究を行う。</p>	<p>工 微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術 ・微量成分(残留農薬)の効率的な分析技術の確立のため、高精度な迅速分析の開発について引き続き検討する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 ・アクリルアミドの分析法の検討 【成果】: アクリルアミド生成の要因となるアミノ酸の分析法の迅速化を図るとともに、ポトチップス中のアクリルアミド生成量を影響を与えるアスパラギン含量と還元糖含量を詳細に検討した。】</p>
<p>② LC-MSを利用し、ポリフ</p>	<p>◇LC-MSを利用し、機能性成</p>	<p>・平成15年度に開発した食品中のアクリルアミド分析法について、効率化を検討する。</p>	<p>・筋肉中に存在するムメフ</p>

エノール類等の機能性成分についての効率的な分析手法を確立する。

ラール等の機能性成分についてLC-MSを用いた効率的な分析手法の開発を検討する。

分等の効率的な分析手法を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。  
s : 特に優れた成果が得られた

- a : 達成した
- b : 概ね達成した
- c : 達成されなかった
- d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

・LC/MSによるムメフラール等の機能性成分の分析法の開発

【成果：LC-MS/MSを用いてムメフラール等のHMF有機酸エステル類の高感度一斉分析法を確立した。この方法を用いてエキス類、たれ・ソース類、みそ、黒砂糖等の分析を行いHMF有機酸エステルの含有量等の調査を行った。】

【事業報告書の記述】

重点4分野に関する調査研究のほか、次の検討を行った。

・生糸の国際標準格付方法に関する研究  
【成果：生糸の国際標準格付法を決定するため、機械検査と現行検査法の比較検討を行った。16年度はサンプリング方法、ヤング率について比較検討を行った結果、良好な相関関係を得た。】(平成17年度継続)

・生糸機械検査システム制御装置の開発  
【成果：生糸の機械検査に対応した、生糸機械検査制御プログラムの開発を行った。】

・生糸機械検査システム制御装置の検証  
【成果：生糸の機械検査及び生糸機械検査プログラムの検証を行った。】(平成17年度継続)

・流通過程における野菜の硝酸塩濃度の実態調査

【成果：葉菜類の硝酸塩濃度の保存試験を実施し、保存期間と硝酸イオン濃度の関係を調査した。また、冷蔵流通を想定し、センター間の輸送試験を行い、送付しその間の変化を調査した。その結果、保存試験においても、輸送試験においても明確な変動は認められなかった。】

・カットフルーツに接種した食中毒菌の消長

【成果：カット果物に食中毒菌(E.coli O157:H7, Salmonella Enteritidis)を接種し4,10,20℃保存下における消長を検討した。その結果、pHの低いパイナップル、グレープフルーツでは増殖が抑えられたが、メロン、スイカでは保存条件により増加する傾向が認められた。】

・食中毒菌を接種した生野菜・果実における洗

<p>(3) 調査及び研究の成果については、積極的に公表するとともに、調査分析、検査及び技術指導等の業務に迅速かつ積極的に活用する。</p>	<p>(2) 調査研究成果の公表</p> <p>ア 調査研究の成果については、調査研究報告書に取りまとめ、公表するとともに、成果の概要についてインターネット等を活用して広く一般に広報する。</p>	<p>(3) 調査研究成果の公表 調査研究の成果を積極的に公表するため、以下の措置を講じる。</p> <p>○ 調査研究報告書を作成し、関係機関へ配布するとともにホームページ等に掲載し、広く一般に公表する。</p>	<p>浄殺菌効果の検討 【成果：製造現場における適切な殺菌条件を検討するため、カットした野菜にE. coli O157:H7を接種し、水道水、次亜塩素酸ナトリウムで1, 3, 5, 10分洗浄した後、菌数を計測した。その結果、1/10～1/100程度に減少したが、完全な除去は困難であった。】</p> <p>【事業報告書の記述】 平成15年度の調査研究の成果について「調査報告書第28号」を作成し、公表するとともに、調査研究結果の概要をホームページに掲載し、情報を提供した。</p>	<p>○ 調査及び研究の成果の公開発表会の開催回数：各事業年度1回以上</p>	<p>○ 調査研究の報告書を作成し、公表した。 s：作成・公表した成果が得られた a：作成・公表した c：作成しなかつた d：作成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>○ 調査研究結果の報告書の概要をホームページに掲載した。 s：掲載し、特に優れた成果が得られた a：掲載した c：掲載しなかつた d：掲載せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p> <p>a</p>	<p>イ 調査及び研究テーマに関連する登録認定機関等及び関係業界を対象とし、調査研究の成果年度の公開発表会を各事業年度に1回開催するとともに、必要に応じて個別業界ごとの説明会を開催する。</p>	<p>○ 調査研究の成果について発表会を開催する。また、講習会の開催等の機会を活用し、必要に応じて個別業界ごとの説明会を開催する。</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 公開調査研究等発表会を開催し、調査研究の成果について「LQ-MS/MS」による食品中のヒドロキシメチルフルブラル誘導体の分析、「無糖元素組成による黒大豆「丹波黒」の産地判別」等8課題を発表した。外部からの参加者は、33名であった。</p>
--	--	---	---	---	--	-------------------	---	---	--

<p>◇必要に応じ個別業界ごとの説明会を開催した。 s : 開催し、特に優れた成果が得られた a : 開催した c : 開催しなかった事例があった d : 開催しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【その他特記事項】 説明会の開催要請がなく業務実績がなかったため評価しない。</p>
<p>(4) 調査研究の適切な実施を図るため、以下の措置を講じる。</p> <p>○ 調査研究の水準の向上を図るため、共同での研究が適当な課題については、業務の状況を勘案しつつ、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人水産総合研究所、独立行政法人農産物総合研究所、独立行政法人農業技術研究所等と連携を図る。</p> <p>○ 調査研究、企業相談、消費者相談等の業務において試験研究機関との有機的な連携を図るため、農業試験院研究推進会議等に積極的に参画する。</p>	<p>◇独立行政法人食品総合研究所の化学機器分析センターを活用して調査研究を実施した。 s : 実施し、特に優れた成果が得られた a : 実施した c : 課題があったが実施しなかった d : 課題があったが実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>
<p>(3) 調査研究の適切な実施を図るため、独立行政法人食品総合研究所等と共同で調査研究を強化する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 調査研究の水準の向上を図るため、以下の11課題について、試験研究機関と共同で調査研究を実施した。 ・独立行政法人水産総合研究所との共同研究 「魚種判別法の検証(マグロ、サケ・マス)」 「生鮮ウニ及びウニ加工品の種判別マーカーの検証」 「甲殻類のミトコンドリアDNA解析と種判別法の開発」 ・独立行政法人食品総合研究所との共同研究 「農産物の無機元素による産地判別」 「タマネギの産地判別方法の検討」 「加工食品中の組換え体混入率の定量化技術」 「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術(1)」 「農産物からの新しい遺伝子組換え系統の定量化」 「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術(2)」 ＜collaborative studyによる定量化技術の確立＞ 「農産物からの遺伝子組換え体の定性技術」 ＜collaborative studyによる定性技術の確立＞ 「アクリルアミド分析法の検討」 ・独立行政法人農業・生物特産産業技術研究機構野菜茶業研究所との共同研究 「赤通過程における野菜の硝酸塩濃度の実態調査」</p>

<p>調査研究、企業相談、消費者相談等センター業務と試験研究機関との有機的な連携を図るため、農業試験研究推進会議等へ27回参画した。</p>	<p>◇調査研究を必要に応じて共同研究で実施した。  s : 実施し、特に優れた成果が得られた  a : 実施した  c : 課題があったが実施しなかった  d : 課題があったが実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】  平成16年度調査研究成果の評価を行うとともに、平成17年度の調査研究課題を選定するため、外部の専門家を含む調査研究総合評価委員会を開催した。  【その他特記事項】  外部の専門家を含めて検討したが、業務運営の改善の必要はなかった。</p>	<p>◇調査研究を必要に応じて共同研究で実施した。  s : 実施し、特に優れた成果が得られた  a : 実施した  c : 課題があったが実施しなかった  d : 課題があったが実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】  関係業界等の要望を踏まえ、財団法人食品産業センター、独立行政法人食品総合研究所等と共催し、産学官連携技術講習会を3回開催した。食品製造企業、事業者団体、地方公共団体等からの依頼に応じ、分析技術等に関する受入研修等を17回（51名）実施した。また、講習会等の講師として職員を332回派遣し、「JAS制度」、</p>	<p>◇関係業界等からの要望等を踏まえ技術講習会を開催した。  s : 開催し、特に優れた成果が得られた  a : 開催した  c : 開催しなかった事例があった</p>
<p>イ 調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務の運営に反映させるため、外部の専門家を含めて各事業年度において1回以上検討を行う。</p>	<p>○ 調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務の運営に反映させるため、外部の有識者を含めた調査研究総合評価委員会を開催する。</p>	<p>○ 調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務の運営に反映させるため、外部の有識者を含めた調査研究総合評価委員会を開催する。</p>	<p>○ 調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務の運営に反映させるため、外部の有識者を含めた調査研究総合評価委員会を開催する。</p>	<p>(4) 調査研究成果の活用  調査研究成果を製造業者、登録認定機関等に技術移転するため、関係業界等からの要望等を踏まえ技術講習会を開催する。</p>	<p>(5) 調査研究成果の活用  調査研究成果の効果的な技術移転のため、以下の措置を講じる。  ○ 食品等産業界、試験研究機関等との産学官の技術交流、連携を図り、講習会を実施する。</p>
<p>(4) 調査及び研究の成果を事業者、登録認定機関等に技術移転するための検査技術に関する講習を行う。</p>					

<p>d：開催しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>△関係業界からの要請に応じて受入研修を行った。 s：研修を行い、特に優れた成果が得られた a：研修を行った c：研修を行わなかった事例があった d：研修を行わなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>d：開催しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>△関係業界からの要請に応じて受入研修を行った。 s：研修を行い、特に優れた成果が得られた a：研修を行った c：研修を行わなかった事例があった d：研修を行わなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>「食品表示」、「遺伝子組換え食品」等について講演した。</p> <p>【その他特記事項】 依頼に基づく講習会に関するアンケート調査を行った結果、満足度は平均で4.7であった。</p> <p>依頼に応じた受入研修を8回（33名）実施した。 今後の研修内容の充実を図るため、アンケートを実施し、結果は以下のとおりであった。 講義内容の理解度：4.6 実技研修の習得度：4.3 研修の有用度：4.8 研修の満足度：4.7</p>
<p>4 立入検査等に関する事項</p> <p>(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定により、農林水産大臣から相示された検査を迅速かつ的確に行うため、検査員の入選基準の策定及び検査を行う。</p>	<p>4 立入検査等に関する事項</p> <p>(1) 農林水産大臣から製造業者等に対するJAS法第20条の2に基づく立入検査の指示（JAS法第19条の6第1項第7号の検査を含む。）があった場合に並びに農林水産省及び都道府県から立入検査又は立入検査の事前調査等への協力要請を受けた場合は適切にこれを実施するたため、以下の措置を講じる。</p>	<p>4 立入検査等に関する事項</p> <p>(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定により、農林水産大臣から相示された検査を迅速かつ的確に行うため、検査員の入選基準の策定及び検査を行う。</p>
<p>ア 検査能力等の資質、経験等を勘案した立入検査職員の入選</p> <p>イ 農林水産大臣から指示された調査事項の的確な実施</p>	<p>△検査員の入選基準を策定し、基準に基づき入選をした。 s：入選基準を策定し、又は基準に基づき入選し、特に優れた成果が得られた a：入選基準を策定し、又は基準に基づき入選した c：入選基準を策定せず、又は基準に基づき入選をした</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産大臣から、認定製造業者等に対する立入検査の指示があった5件（5事業者）について、これを実施した。 また、農林水産省又は都道府県の協力要請を受け、任意調査等を269件（364事業者）実施した。 農林水産大臣から指示に基づく立入検査の実施に当たっては、立入検査職員の検査能力</p>
<p>指標の総数：4 評価sの指標数：0×3点=0点 評価aの指標数：4×2点=8点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 評価dの指標数：0×1点=0点 合計：8点 (8/8=100%)</p>		



<p>かつた d：人選基準を決定せず、又は基準に基づく人選をせず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>審の資質、経験等を勘案した人選を行い、最優先の業務として実施した。 立入検査マニュアルの見直しを行い、JAS規格に関する事項について新たに作成するなど、マニュアルの内容の充実を図った。 立入検査を行ったすべての案件について3日以内に報告した。</p>	<p>かつた d：人選基準を決定せず、又は基準に基づく人選をせず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p>	<p>【その他特記事項】 人選基準を見直し、分析技術の専門技術的知識を有する職員を検査員に追加した。 平成16年度末現在の検査員登録数は273名。</p>	<p>ウ 農林水産大臣への迅速かつ正確な報告等に留意し厳正に実施する。 なお、JAS法第19条の6第1項第7号に規定する外国認定製造業者等に対して行う検査についても上記の留意点を踏まえて実施する。 ○ 立入検査結果の報告期間：立入検査実施後3日以内</p>	<p>b</p>	<p>立入検査結果の平均報告期間は、平成13年度が4.1日、平成14年度が6.4日、平成15年度が3.3日、平成16年度が3.0日であった。 達成度合：100%（5件/5件）</p>	<p>○ 立入検査の結果は、立入検査を終了した後3日以内に報告する。なお、報告が3日を超えた場合は、その都度その原因を究明し、以後の立入検査の実施に反映させる。</p> <p>○ 検査員の適切な人選、手順のマニュアル化の結果、立入検査結果の報告期間を検査実施後3日以内とした。 s：3日以内に報告した件数が100%であり、特に優れた成果が得られた a：3日以内に報告した件数が90%以上であった b：3日以内に報告した件数が50%以上90%未満であった c：3日以内に報告した件数が50%未満であった d：3日以内に報告した件数が50%未満であり、その要</p>
--	--	--	----------	---	--	----------	---	---

<p>(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第97号（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施する。</p>	<p>(2) カルタヘナ担保法に係る立入検査等 農林水産大臣から製造業者等に対する遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条に基づき、農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合、以下を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立入検査等を行うために必要な規程等を整備する。</li> <li>○ 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合は適切に実施する。</li> </ul>	<p>因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>
<p>(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第97号（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施する。</p>	<p>◇ 立入り、質問、検査及び収去のマニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改正を行う。又は必要な改正が行われ、特に優れた成果が得られた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a：作成し、又は必要な改正を行った</li> <li>c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった</li> <li>d：作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</li> </ul> <p>（平成16年度以降の評価指標）</p> <p>◇ 農林水産大臣が定める事項を記載した報告書を遅滞なく提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s：遅滞なく定められた事項を報告し、特に優れた成果が得られた</li> <li>a：遅滞なく定められた事項を報告した</li> <li>c：報告事項に不備があった、又は報告が遅滞した</li> <li>d：報告事項に不備があり、又は報告が遅滞し、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</li> </ul>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産大臣から製造業者等に対する遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条に基づく立入検査等の指示はなかった。 カルタヘナ担保法第32条に基づき立入検査等の事務処理を円滑に行うため、立入検査規程等を改正するとともに、新たに立入検査等マニュアル（遺伝子組換え生物等）を制定した。 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼はなかった。</p> <p>【その他特記事項】 立入り等の実績がなかったため、評価しない。</p>
<p>(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第97号（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施する。</p>	<p>◇ 立入り、質問、検査及び収去のマニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改正を行う。又は必要な改正が行われ、特に優れた成果が得られた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a：作成し、又は必要な改正を行った</li> <li>c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった</li> <li>d：作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</li> </ul> <p>（平成16年度以降の評価指標）</p> <p>◇ 農林水産大臣が定める事項を記載した報告書を遅滞なく提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s：遅滞なく定められた事項を報告し、特に優れた成果が得られた</li> <li>a：遅滞なく定められた事項を報告した</li> <li>c：報告事項に不備があった、又は報告が遅滞した</li> <li>d：報告事項に不備があり、又は報告が遅滞し、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</li> </ul>	<p>因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>

5 緊急時の要請に関する事項  
 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があったときは、他の業務に最優先して組織的に取り組み、必要の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、その結果について農林水産大臣に迅速に報告する。

5 緊急時の要請に関する事項  
 農林水産大臣から要請があったため、調査の結果や研究論文等を迅速かつ体系的に整理し、必要に応じて分析方法を、子タ等管理体により検索できるように、要請に対して常速に要請に対応できる体制を整備する。

5 緊急時の要請に関する事項  
 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があったときは、適切かつ迅速に対応するため、以下の措置を講じる。

○ 調査結果、研究論文等を整理し、必要に応じて分析方法を、子タ等管理体により検索できるように、緊急に要請に対して迅速に対応できる体制を整える。  
 ○ 農林水産大臣から要請があった場合には、緊急を要請調査分析対策業務に優先して要請調査分析は迅速かつ正確な実施に努めるとともに、調査結果は速やかに報告する。

○緊急時の要請に関する事項

◇センターの調査研究結果を体系的に整理し、随時更新、再整理した。  
 s：整理し、又は再整理し、特に優れた成果が得られた  
 a：整理し、又は再整理した  
 c：整理せず、又は再整理しなかった  
 d：整理せず、又は再整理せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇要請に対して常に迅速に対応できる体制を整備する  
 とともに、定期的な検討を行い、必要な改善を行った。  
 s：整備し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた  
 a：整備し、又は必要な改善を行い、若しくは検討の結果、改善の必要はなかった  
 c：整備せず、又は必要な改善を行わなかった  
 d：整備せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

指標の総数：4  
 評価sの指標数：0×3点=0点  
 評価aの指標数：4×2点=8点  
 評価bの指標数：0×1点=0点  
 評価cの指標数：0×0点=0点  
 評価dの指標数：0×1点=0点  
 合計：8点  
 (8/8=100%)

【事業報告書の記述】  
 要請があった場合、調査等に必要ないタ等を効率的に検索するため、調査研究報告中の引用文献を分野別に整理するとともに外部の種々の子タベータベースの整理を引き継ぎ行い、情報管理体制の充実から緊急に実施すべき調査、分析又は検査の要請はなかった。

【その他特記事項】  
 新たに公開した調査研究成果について、年度別、項目別に検索できるように整理し、これまでの成果と併せてホームページ上に掲載した。

緊急調査分析実施規程に基づき、想定される調査分析の内容別に登録された専門的知見を有する職員を見直した。

<p>◇研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。</p> <p>s : 整理し、又は再整理し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 整理し、又は再整理した</p> <p>c : 整理せず、又は再整理しなかった</p> <p>d : 整理せず、又は再整理せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。</p> <p>研究論文のデータベースを体系的に再整理した。</p>	<p>◇可能な範囲において、研修生の受入、海外への専門家の派遣等の国際協力を行う。</p>	<p>6 国際協力</p>	<p>6 国際協力</p>	<p>6 国際協力</p> <p>農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を踏まえ、国際技術協力等に対応するため、以下の措置を講じる。</p> <p>○ 開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、</p>	<p>6 国際協力</p> <p>農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を踏まえ、国際技術協力等に対応するため、以下の措置を講じる。</p> <p>○ 開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、</p>	<p>6 国際協力</p> <p>農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を踏まえ、国際技術協力等に対応するため、以下の措置を講じる。</p> <p>○ 開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、</p>
<p>◇研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。</p> <p>s : 整理し、又は再整理し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 整理し、又は再整理した</p> <p>c : 整理せず、又は再整理しなかった</p> <p>d : 整理せず、又は再整理せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇必要に応じた分析手法、データを効率よく検索できる情報管理体制を構築し、定期的なその内容を更新した。</p> <p>s : 構築し、又は更新し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 構築し、又は更新した</p> <p>c : 構築せず、又は更新しなかった</p> <p>d : 構築せず、又は更新せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。</p> <p>研究論文のデータベースを体系的に再整理した。</p>	<p>6 国際協力</p>	<p>6 国際協力</p> <p>農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を踏まえ、国際技術協力等に対応するため、以下の措置を講じる。</p> <p>○ 開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、</p>	<p>6 国際協力</p> <p>農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を踏まえ、国際技術協力等に対応するため、以下の措置を講じる。</p> <p>○ 開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、</p>	<p>6 国際協力</p> <p>農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を踏まえ、国際技術協力等に対応するため、以下の措置を講じる。</p> <p>○ 開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、</p>	
<p>◇研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。</p> <p>研究論文のデータベースを体系的に再整理した。</p>	<p>◇必要に応じた分析手法、データを効率よく検索できる情報管理体制を構築し、定期的なその内容を更新した。</p> <p>s : 構築し、又は更新し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 構築し、又は更新した</p> <p>c : 構築せず、又は更新しなかった</p> <p>d : 構築せず、又は更新せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。</p> <p>研究論文のデータベースを体系的に再整理した。</p>	<p>6 国際協力</p>	<p>6 国際協力</p> <p>農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を踏まえ、国際技術協力等に対応するため、以下の措置を講じる。</p> <p>○ 開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、</p>	<p>6 国際協力</p> <p>農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を踏まえ、国際技術協力等に対応するため、以下の措置を講じる。</p> <p>○ 開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、</p>	<p>6 国際協力</p> <p>農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を踏まえ、国際技術協力等に対応するため、以下の措置を講じる。</p> <p>○ 開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、</p>	

<p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>め、国内活動及び専門家の海外派遣を行う。また、海外からの研修員を受け入れる。</p>	<p>り、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>◇海外からの研修生の受入れを行った。  s : 受入れを行い、特に優れた成果が得られた  a : 受入れを行った  c : 受入れを行わなかった事例があった  d : 受入れを行わなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>◇独立行政法人国際協力機構の主催する研修等に職員を派遣した。  s : 派遣し、特に優れた成果が得られた  a : 派遣した  c : 派遣しなかった  d : 派遣せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>学については、随時対応した。独立行政法人国際協力機構の主催する平成16年度技術協力専門養成研修（第1回）農村開発コースに職員1名を派遣した。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項  適切な業務運営を行うことと均衝を図る。</p>	<p>第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画  [略]</p>	<p>第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画  [略]</p>	<p>◎ 予算、収支計画及び資金計画</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項  適切な業務運営を行うことと均衝を図る。</p>	<p>第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画  [略]</p>	<p>第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画  [略]</p>	<p>◎ 予算、収支計画及び資金計画</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項  適切な業務運営を行うことと均衝を図る。</p>	<p>第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画  [略]</p>	<p>第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画  [略]</p>	<p>◎ 予算、収支計画及び資金計画</p>
<p>中項目の総数 : 2  評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点  評価Aの中項目数 : 2 × 2点 = 4点  評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点  評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点  評価Dの中項目数 : 0 × -1点 = 0点  合計 : 4点  (4 / 4 = 100%)</p> <p>【特記事項】  当該評価を行うに至った経緯、特事情等  ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「予算、収支計画及び資金計画」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となった</p>	<p>中項目の総数 : 2  評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点  評価Aの中項目数 : 2 × 2点 = 4点  評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点  評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点  評価Dの中項目数 : 0 × -1点 = 0点  合計 : 4点  (4 / 4 = 100%)</p> <p>【特記事項】  当該評価を行うに至った経緯、特事情等  ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「予算、収支計画及び資金計画」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となった</p>	<p>中項目の総数 : 2  評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点  評価Aの中項目数 : 2 × 2点 = 4点  評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点  評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点  評価Dの中項目数 : 0 × -1点 = 0点  合計 : 4点  (4 / 4 = 100%)</p> <p>【特記事項】  当該評価を行うに至った経緯、特事情等  ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「予算、収支計画及び資金計画」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となった</p>	<p>中項目の総数 : 2  評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点  評価Aの中項目数 : 2 × 2点 = 4点  評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点  評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点  評価Dの中項目数 : 0 × -1点 = 0点  合計 : 4点  (4 / 4 = 100%)</p> <p>【特記事項】  当該評価を行うに至った経緯、特事情等  ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「予算、収支計画及び資金計画」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となった</p>

<p>たことから、大項目の評価はA評価とする。 なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。 ② 法人運営における資金の配分状況については、年度当初から業務が円滑かつ効率的に取り組めるよう所要額を配分し、年度途中においては、業務の進捗状況を把握しつつ、業務の達成に必要な資金を効果的に配分している。</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <p>指標の総数 : 1          評価sの指標数 : 0×3点=0点          評価aの指標数 : 1×2点=2点          評価bの指標数 : 0×1点=0点          評価cの指標数 : 0×0点=0点          評価dの指標数 : 0×1点=0点          合計 : 2点          (2/2=100%)</p>	<p>【事業報告書の記述】          財務諸表等を参照のこと。          なお、前年度に引き続き業務経費・一般管理費の経費の削減に取り組んだ。          【その他特記事項】          各種会議等を通じ各地域センターを含めて経費削減の周知徹底を図った。</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <p>指標の総数 : 1          評価sの指標数 : 0×3点=0点          評価aの指標数 : 1×2点=2点          評価bの指標数 : 0×1点=0点          評価cの指標数 : 0×0点=0点</p>
	<p>○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組み</p>	<p>◇経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組みは十分であった。          s : 十分であり、特に優れた成果が得られた          a : 十分であった          b : やや不十分であった          c : 不十分であった          d : 不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった          (なお、本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。)</p>	<p>○法人運営における資金の配分状況</p>

<p>評価dの指標数：0×1点=0点 合計 2点 (2/2=100%)</p>	<p>【事業報告書の記述】 財務諸表等を参照のこと。 なお、前年度に引き継ぎ業務経費・一般管理費の経費の削減に取り組んだ。</p> <p>【その他特記事項】 年度当初及び年度途中において必要に応じた予算配付を行うことにより、適切かつ効果的な資金配分を行った。</p>	<p>中項目の総数 評価Sの中項目数 評価Aの中項目数 評価Bの中項目数 評価Cの中項目数 評価Dの中項目数</p> <p>短期借入金が発生しなかったことから、評価の対象外。</p>		<p>◇法人運営における資金の配分状況は、十分であった。 s：十分であり、特に優れた成果が得られた a：十分であった b：やや不十分であった c：不十分であった d：不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>◎短期借入金の限度額</p>	<p>指標の総数 評価sの指標数 評価aの指標数 評価bの指標数 評価cの指標数 評価dの指標数</p> <p>【事業報告書の記述】 運営費交付金の受入の遅滞はなく、また、予算の執行を適切に行ったことにより、短期借入金は発生しなかった。</p> <p>【その他特記事項】 短期借入金の借入実績がないため、評価しない。</p>	<p>○法人の借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み</p> <p>◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込みに関しては適切であった。(借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>s：適切であり、特に優れた成果が得られた a：適切であった</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 7億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入が遅延。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 7億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入が遅延。</p>
---	---	---	--	---	-------------------	--	---	---	---

<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第5 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>b : やや不適切であった c : 不適切であった d : 不適切であり、不利益が生じた。</p>	<p>中項目の総数 評価Sの中項目数 評価Aの中項目数 評価Bの中項目数 評価Cの中項目数 評価Dの中項目数</p> <p>剰余金の用途については、実績がなかったことから、評価の対象外。</p>
<p>第5 剰余金の用途 剰余金が生じた場合には、消費者の調査分析機器の購入等の経費に充当する。</p>	<p>◎剰余金の用途</p>	<p>◎剰余金の用途について、中期計画に定めた用途に当てた結果、当該事業年度に得られた成果</p>	<p>◎剰余金の用途について、中期計画に定めた用途に当てた結果、当該事業年度に得られた成果</p>	<p>指標の総数 評価sの指標数 評価aの指標数 評価bの指標数 評価cの指標数 評価dの指標数</p> <p>【その他特記事項】 実績がないため、評価しない。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第5 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>◇剰余金の用途について、中期計画に定めた用途に当てた結果、当該事業年度に得られた成果は、十分であった。 s : 特に優れた成果が得られた a : 十分であった b : やや不十分であった c : 不十分であった d : 不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった (中期計画に定めた剰余金の用途に充てた年度のみ評価を行う。)</p>	<p>中項目の総数 評価Sの中項目数 評価Aの中項目数 評価Bの中項目数 評価Cの中項目数 評価Dの中項目数</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第5 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>◎剰余金の用途</p>	<p>中項目の総数 : 2</p>



評価Sの中項目数：0×3点＝0点  
 評価Aの中項目数：2×2点＝4点  
 評価Bの中項目数：0×1点＝0点  
 評価Cの中項目数：0×0点＝0点  
 評価Dの中項目数：0×-1点＝-0点  
 合計  
 (4 / 4 = 100%)

【特記事項】

当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等  
 ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「施設及び設備に関する計画」及び「職員の人事に関する計画」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はAとする。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。  
 ② リスク情報の収集等の業務については、平成16年度の業務計画において大幅な変更がなかったため、前年度と同様の人員配置により行われているが、これらの業務全体として前年度を上回る業務実績となっている。

1 施設及び設備に関する計画

業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。

以下の施設及び整備を行う。

所名	整備内容
神戸	検査設備改修工事

○施設及び設備に関する計画

◇中期計画に定められている施設及び設備について、当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果は十分であった。  
 s：十分に優れた改善の成果が得られた  
 a：十分であった  
 b：やや不十分であった

A

指標の総数 : 1  
 評価sの指標数 : 0×3点＝0点  
 評価aの指標数 : 1×2点＝2点  
 評価bの指標数 : 0×1点＝0点  
 評価cの指標数 : 0×0点＝0点  
 評価dの指標数 : 0×-1点＝-0点  
 合計  
 (2 / 2 = 100%)

【事業報告書の記述】  
 施設及び設備に関する計画に基づき、以下の整備を行った。

所名	整備内容
神戸	検査設備改修工事 (VOC検査設備改修工事)

【その他特記事項】  
 検査設備の改修・整備の結果、検査分析能力

	<p>c : 不十分であった d : 改善の成果が得られなかった</p>	<p>の向上が図られるとともに、合板等のJAS規格における各種VOC放出量の基準化への対応が可能となった。</p>
<p>2 職員の人事に関する計画 画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>2 人事に関する計画</p>	<p>A</p> <p>指標の総数 : 16 評価sの指標数 : 0 × 3 点 = 0 点 評価aの指標数 : 16 × 2 点 = 32 点 評価bの指標数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価cの指標数 : 0 × 0 点 = 0 点 評価dの指標数 : 0 × -1 点 = 0 点 合計 : 32 点 (32 / 32 = 100%)</p>
<p>(1) 方針 ア 生糸の格付業務については、退職者の不補充や有機農産物等の検査業務等JAS法改正による新規・拡充業務等への職員の計画的な配置転換を行う。</p>	<p>◇生糸の格付業務については、退職者不補充とした。 a : 不補充とした c : 補充した</p> <p>◇生糸の格付業務の職員の配置転換計画を作成し、必要に応じ見直し、変更を行った。 a : 計画を作成し、又は必要な変更を行った c : 計画を作成せず、又は必要な変更を行わなかった</p> <p>◇配置転換計画に基づき職員の配置転換を行った。 a : 計画に基づき配置転換を行い、又は配置転換の必要性がなかったので行わなかった c : 計画に基づく配置転換を行わなかった</p>	<p>○職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む)</p>
<p>イ 外国林産物の格付業務については、平成14年度の廃止に伴い人員の適正配置を図る。</p>	<p>◇平成14年度に各部門の業務量を勘案して人員の配置を行った。 a : 業務量を勘案し人員の配置を行った b : 業務量を勘案せず人員の配置を行った c : 人員の配置を行わなかった</p>	<p>の向上が図られるとともに、合板等のJAS規格における各種VOC放出量の基準化への対応が可能となった。</p>

<p>た (平成14年度限りの評価指標)</p> <p>◇リスク情報の収集、遺伝子分析等の拡充すべき業務に対応した人員の配置を行った。 s : 配置し、特に優れた成果が得られた a : 配置した c : 配置しなかった d : 配置せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【その他特記事項】 平成15年度において拡充した業務については、業務の大幅な変動がなかったため、平成16年度も前年度と同様の人員配置を行った。</p>	<p>た a</p>
<p>た (平成14年度限りの評価指標)</p> <p>◇リスク情報の収集、遺伝子分析等の拡充すべき業務に対応した人員の配置を行った。 s : 配置し、特に優れた成果が得られた a : 配置した c : 配置しなかった d : 配置せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【その他特記事項】 平成13年度当初の常勤職員数を基準として1%程度(5人)削減し、4年間で4%(21人)削減した。  【その他特記事項】 業務の見直しを行うことにより合理的な人員配置を行い、業務部門で5人を合理化減した。 達成度合 : 100% (5人/5人)</p>	<p>a</p>
<p>た (平成14年度限りの評価指標)</p> <p>◇リスク情報の収集、遺伝子分析等の拡充すべき業務に対応した人員の配置を行った。 s : 配置し、特に優れた成果が得られた a : 配置した c : 配置しなかった d : 配置せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>◇常勤職員の数を平成13年度当初を基準として1%(5人)程度の合理削減を図った。 s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度は90%以上であった b : 計画値の達成度は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度は50%未満であった d : 計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>a</p>
<p>た (平成14年度限りの評価指標)</p> <p>◇リスク情報の収集、遺伝子分析等の拡充すべき業務に対応した人員の配置を行った。 s : 配置し、特に優れた成果が得られた a : 配置した c : 配置しなかった d : 配置せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【その他特記事項】 平成15年度において拡充した業務については、業務の大幅な変動がなかったため、平成16年度も前年度と同様の人員配置を行った。</p>	<p>a</p>
<p>た (平成14年度限りの評価指標)</p> <p>◇リスク情報の収集、遺伝子分析等の拡充すべき業務に対応した人員の配置を行った。 s : 配置し、特に優れた成果が得られた a : 配置した c : 配置しなかった d : 配置せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【その他特記事項】 平成13年度当初の常勤職員数を基準として1%程度(5人)程度の合理削減を図った。 s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度は90%以上であった b : 計画値の達成度は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度は50%未満であった d : 計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>a</p>
<p>た (平成14年度限りの評価指標)</p> <p>◇リスク情報の収集、遺伝子分析等の拡充すべき業務に対応した人員の配置を行った。 s : 配置し、特に優れた成果が得られた a : 配置した c : 配置しなかった d : 配置せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【その他特記事項】 平成15年度において拡充した業務については、業務の大幅な変動がなかったため、平成16年度も前年度と同様の人員配置を行った。</p>	<p>a</p>

○ 分析技術の内部研修の開催回数：各事業年度10回以上

(7) 職員の高度な検査分析技術、分析能力及び品質管理技術等の維持向上を図るため、専門的知識を有する職員及び試験研究機関の研究者等の学識経験者に関する研修を10回以上開催する。

○ 専門的知識を有する職員、試験研究機関の研究者等の学識経験者を講師とした分析技術に関する研修を10回以上実施する。

- ・ 専門技術研修
- ・ 技術能力向上研修

◇ 専門的知識を有する職員及び試験研究機関の研究者等の学識経験者を講師とした分析技術に関する研修を10回以上行った。

s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

a : 計画値の達成度は100%以上であった

b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった

c : 計画値の達成度は70%未満であった

d : 計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

職員の高度な検査分析技術、分析能力及び品質管理技術等の維持向上を図るため、分析技術に関する研修を次のとおり実施した。

- ・ 新規採用者導入研修 1回 12名
- ・ 専門技術研修 19回 92名
- ・ 機器操作技能研修 38回 87名
- ・ 技術能力向上研修 65回 1,187名

【その他特記事項】

専門技術研修19回のうち4回、機器操作技能研修38回のうち8回を微量物質等の分析技術に関する内部研修として実施した。

達成度合：120% (12回/10回)

a

○ 外部機関への派遣研修の開催回数：各事業年度10回以上

(1) 外部の高度な検査分析技術の導入を図るため、先進的な分析技術及び高度な試験研究機関を有する検査機関等への中長期の職員派遣研修を各事業年度に10回以上開催するとともに、業務上密接な関係を有する独立行政法人食品総合研究所等との人事交流を行う。

○ 先進的な分析技術を有する試験研究機関、高度な分析技術を有する検査機関等への中長期の職員派遣研修を10回以上実施する。

◇ 先進的な分析技術を有する試験研究機関及び高度な分析技術を有する検査機関等への中長期の職員派遣研修を10回以上行った。

s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

a : 計画値の達成度は100%以上であった

b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった

c : 計画値の達成度は70%未満であった

d : 計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

外部の高度な検査分析技術の導入を図るため、職員を以下の機関に2週間程度派遣し中期の研修を6回(8名)行った。

また、長期の派遣研修と位置づけた独立行政法人食品総合研究所等への併任を5回(5名)行った。

- ・ 環境省環境調査研修所 3回 5名
  - ・ 北九州市環境科学研究所 1回 1名
  - ・ 独立行政法人森林総合研究所 1回 1名
  - ・ 独立行政法人水産総合研究所 1回 1名
  - ・ 独立行政法人水産総合研究所センター 1回 1名
- 業務上密接な関係を有する独立行政法人食品総合研究所等との併任による人事交流を以下のとおり行った。
- ・ 独立行政法人食品総合研究所へ 3名
  - ・ 独立行政法人食品総合研究所から 1名
  - ・ 独立行政法人水産総合研究所センターへ 2名

【その他特記事項】

達成度合：110% (11回/10回)

○ 業務上密接な関係を有する独立行政法人食品総合研究所等との人事交流を行う。

◇ 独立行政法人食品総合研究所等との人事交流を行った。

s : 人事交流を行い、特に優れた成果が得られた

a : 人事交流を行った

a

<p>c：人事交流を行わなかった d：人事交流を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>◇年度計画に基づいて放射線取扱主任者を養成するため、研修会へ職員を派遣した。成果が得られた</p> <p>a：派遣し、特に優れた成果が得られた</p> <p>c：養成する必要があったが、派遣しなかった</p> <p>d：養成する必要があったが、派遣せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 業務運営上必要な職員を養成するため、以下の研修会への職員の派遣及び内部研修を実施した。 ・資格取得研修 14名 ・内部資格研修 163名</p> <p>【その他特記事項】 第2種放射線取扱主任者の有資格者を新規に2名養成した。</p>	<p>a</p>
<p>○業務運営上必要な職員を養成するため、外部機関等へ研修会等を実施する。また、登録等業務の業務の進捗を調査し、向上を図るため、内部研修を実施する。 ・資格取得研修 ・内部資格研修</p>	<p>○放射線取扱主任者、労働安全衛生法の審査員補、作業環境測定士等業務運営上必要な資格を有する職員の養成及び外部機関との関係の強化を図るため、研修会への派遣を行う。</p>	<p>◇年度計画に基づいてISO9000の審査員補を養成するため研修会へ職員を派遣した。成果が得られた</p> <p>a：派遣し、特に優れた成果が得られた</p> <p>c：養成する必要があったが、派遣しなかった</p> <p>d：養成する必要があったが、派遣せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>b</p>
<p>(ウ) 新規・拡充業務に適切</p>	<p>◇年度計画に基づいて作業環境測定士を養成するため、研修会へ職員を派遣した。成果が得られた</p> <p>a：派遣し、特に優れた成果が得られた</p> <p>c：養成する必要があったが、派遣しなかった</p> <p>d：養成する必要があったが、派遣せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>センターの業務を遂行する上で重要な知識が必要とされ、また、登録認定機関の登録調査等の業務を行う上でも対外的な信頼が得られる資格であることから、平成16年度は12名の有資格者を養成した。</p>	<p>新規に作業環境測定士を養成する必要はなかったため、評価しない。</p>

に対応するため、生糸格付業務担当職員を対象に、消費者対応業務、JAS関係業務等に関する研修を計画的に実施する。

費者対応業務、JAS関係業務等に活用するための研修計画を作成し、研修を行った。  
a：研修計画を作成し、研修を行った  
c：研修を行わなかった

○ 国際的資料に活用される分析データを作成する人材を養成するため、外国の先進的な検査機関等からの情報収集等を行う。

【事業報告書の記述】  
国際的資料に活用される分析データを作成する人材を養成するため、イギリスの独立行政法人CSL (Central Science Laboratory) に2名派遣し、情報収集を行った。

(2) 農林水産行政との連携を図るため、行政部局との円滑な人事交流を図るとともに、センター職員の採用に当たっては、広く我が国の人材の確保に留意する。

イ 農林水産行政と連携した業務運営の推進  
農林水産行政と連携した業務運営を推進するため、センターの業務と密接な関連を有する総合食料局を中心とした行政部局との人事交流を計画的に実施するとともに、行政部局が開催する研修等に積極的に参加する。

(3) 人材の確保  
農林水産行政との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保するため、以下の措置を講じる。  
○ 人事交流については、農林水産省の行政部局等と計画的に実施することとし、一方に偏らないよう諸事情に即し、双方が出し合うことを基本とする。

◇ 行政部局との人事交流を計画的に実施した。  
s：実施し、特に優れた成果が得られた  
a：実施した  
c：実施しなかった  
d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告書の記述】  
農林水産行政と連携した業務運営を推進するため、農林水産省消費・安全局等と人事交流(転出34名、転入31名)を実施した。行政部局が開催する行政研修等に87名の職員を参加させた。

○ 行政部局が開催する行政研修等に積極的に職員を派遣する。

◇ 行政部局が開催する行政研修等に参加した。  
s：参加し、特に優れた成果が得られた  
a：参加した  
c：参加しなかった  
d：参加せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

a

ウ 職員の採用  
職員の採用に当たっては、センターの業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的能力、農林水産物や食品の製造等の

○ 職員の採用については、退職予定者等を勘案して業務に見合う人員配置を推進し、業務の円滑な推進を図るため、化学、農学等及び行政の試験区分の試験区

◇ 化学、農学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用した。  
s：採用し、特に優れた成果が得られた  
a：採用した

【事業報告書の記述】  
化学、農学等の試験区分の国家公務員試験等の合格者の中から11名を採用し、必要な人材を確保した。採用情報についてはホームページに掲載した。

a

専門的知識等を有する化学、農学等及び行政官の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用する。

国家公務員試験合格者等から採用する。  
○ 採用情報についてはホームページ等に掲載し、広く優秀な人材の確保に努める。

c : 採用しなかった  
d : 採用せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【その他特記事項】

大学等の就職指導担当者にセンターの採用案内の掲示依頼、人事院主催の業務説明会等により、優秀な人材の確保に努めた。

Ⅰ 検査分析能力等の向上  
検査分析等における検査分析能力及び検査分析精度の向上のため、検査分析の実施体制に適合した試験所規範（GLP）及び検査分析機関としての国際標準であるISO/IEC17025の考え方を導入する。

3 検査分析能力等の向上と信頼性の確保  
職員の技術力の向上を図るため、以下の措置を講じる。  
○ 適正試験所規範（GLP）等の考え方による分析試験業務管理を実施するため、必要な規程類、マニュアル等を計画的に整備する。  
○ 検査分析等における検査分析能力及び検査分析精度の向上並びに信頼性の確保を図るため、ISO/IEC17025の認定取得に向けての作業に取り組む。  
○ 調査分析については、対外的に通用するデータベースの蓄積を目標とし、信頼性が証明される分析手法の導入及びサンプル数の適正化を図る。

◇ ISO/IEC17025の要求事項を満たす品質マニュアル（1次文書）、手順書（2次文書）及び作業標準（3次文書）を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正した。  
s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた  
a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった  
c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった。  
d : 作成せず、又は必要ない改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】  
分析試験業務管理規程に基づき、以下のマニュアル・指針について制定した。  
・分析機器管理指針  
・試薬管理指針  
・試験室使用環境管理指針  
・物理的標準器管理指針  
・試料管理マニュアル  
・機器整備マニュアル  
・試験結果確認マニュアル  
・分析試験記録管理マニュアル  
・技能試験マニュアル  
・分析試験業務事故防止・対応マニュアル  
・分析試験業務備置マニュアル  
・病原微生物安全取扱い管理指針  
ISO/IEC17025の認定取得に向けて技能試験に取り組むとともに、ISO/IEC17025内部監査員養成研修への職員の派遣等を3回（7名）実施した。  
調査分析に資する試験方法については、採用するに当たり対象業務に応じた適合性を評価した上で採用し、サンプル数についても試験目的等に応じて調整した。

【その他特記事項】

品質マニュアル等（1、2及び3次文書）の見直しを行い、しゅうゆのアルコール分析に係るマニュアル等として全面的に改訂し、第1版として制定した。

Ⅱ 検査分析業務執行マニュアルの作成  
施設・機器類管理マニュアル、毒劇物管理規程及び危険物管理規程等に基づいて、分析機器及び試薬等の維持管理並び記録に係る業務執行マニ

○ 施設・機器類管理マニュアル、毒劇物管理規程、危険物管理規程等を見直しとともに、分析機器及び試薬等の維持管理並びに記録等に係る業務執行マニュアルを見直す。

◇ 分析機器に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正した。  
s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた  
a : 作成し、又は必要な改正

【事業報告書の記述】  
検査分析業務執行マニュアルについて、次の措置を講じた。  
・分析機器に係る業務執行マニュアルの見直しを行い、分析試験業務管理規程に基づいた分析機器管理指針及び機器整備マニュアルに再編及び改訂した。  
・分析試験業務管理規程に基づいた試薬管理

マニュアルを作成する。

を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった

- c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった
- d : 作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇試験等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正した。

s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた

a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった

c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった

d : 作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇記録等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正した。

s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた

a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった

c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった

d : 作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

指針に再編及び改正した。  
分析試験業務管理規程に基づいた分析試験記録管理マニュアルに再編及び改正した。

a

a



<p>(3) 職員の技術力の向上を図るため、検査機関としての国際標準の導入、分析業務における精度管理の実施等を行う。</p> <p>○ 実験室間精度管理の実施回数：各事業年度5回以上</p>	<p>力 精度管理の実施 分析精度の確認のため、実験室間精度管理を各事業年度に5回以上実施し、その結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>○ 分析精度の確認のため、外部機関が主催する技能試験への参加を含め、実験室間精度管理を5回以上実施し、その結果に基づき、原因究明、教育訓練等の必要な措置を講じる。</p>	<p>◇ 実験室間精度管理を5回以上実施した。 s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度は100%以上であった b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度は70%未満であった d : 計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 外部精度管理を14回（98名参加）、センタール間精度管理を3回（82名参加）実施し、満足な結果が得られなかった試験者に対しては、再試験等の必要な是正処置を実施した。 【その他特記事項】 試験結果の信頼性確保の観点から、積極的に外部技能試験へ参加することとしている。 達成度合：340%（17回/5回）</p>
	<p>◇ 実験室間精度管理の結果に基づき必要な是正措置等を講じた。 e : 必要な処置を講じ、特に優れた成果が得られた a : 必要な措置を講じた c : 必要な措置を講じなかった事例があった d : 必要な措置を講じなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>a</p>	<p>a</p>

〔総合評価〕

特記事項	評価
<p>1 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等</p> <p>① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目がA評価となり、業績の実績及び達成度合等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。</p> <p>なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。</p> <p>② 本部及び地域センターで分担して実施されている業務については、各業務ごと、各センターごとの具体的な業務実績と人員配置や業務の収支等について、平成16年度の業務計画において大幅な変更は行われおらず、前年度と同様の人員配置により実施されている一方で、これらの業務全体として前年度を上回る業務実績となっていることから、適切な業務運営であったと評価できる。</p> <p>③ 農林水産大臣への立入検査結果の報告事務については、平成15年度までの業務実績の評価はすべて「b評価」以下であったが、平成16年度に実施した立入検査の結果についてはすべて中期目標に定められた3日以内に報告されており、業務の改善が図られている。</p> <p>2 中期目標終了時点を見据えた各事業年度の進捗状況、残された期間に行うべき事項等</p> <p>① 平成15年度までの業務実績の評価においては、総合評価はすべてA評価となったものの、小項目においてb又はc評価となった項目が異なられた。しかしながら、平成16年度の業務実績の評価においてはすべての小項目がa評価となり、法人の業務改善に対する努力が認められることから、中期目標の達成に向けてこれまでの中期計画の進捗状況を点検し、更なる進捗管理の徹底等を図る必要がある。</p> <p>③ 法人には、食の安全・安心という国民生活に密接に関わる業務を中断なく円滑に実施することが求められている。また、第162国会で成立した改正JAS法の円滑な施行が求められていることも踏まえ、引き続き、法人が有する専門技術的知見を活用し、必要な業務を重点的に実施するとともに、分析業務の集中化による業務の効率化等により、国民及び行政のニーズに対応した柔軟な業務運営を行う必要がある。</p>	<p>中項目の総数 : 15</p> <p>評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点</p> <p>評価Aの中項目数 : 15 × 2点 = 30点</p> <p>評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点</p> <p>評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点</p> <p>評価Dの中項目数 : 0 × -1点 = 0点</p> <p>合計 (30/30 = 100%) 30点</p> <p style="text-align: right;">A</p>